

## 『篋篋抄』以前

——狐の子安倍の童子の物語——

渡 辺 守 邦

要 旨 泉州信田の萬の葉狐の子が、母と生き別れて、天文博士に出世する安倍の童子の物語は、源を『篋篋抄』に発する。この話は、むしろ淨瑠璃、歌舞伎に入つて以降おもしろみを倍增するのであるが、本稿は、反対に、この話を育んだ、曆数書の仮名注の世界を徘徊してみようとするものである。

本題に入る前に、断つておかなければならないことがある。それは書名の読み。「篋篋」と書いて、〈ホキ〉と読む。『論語』公冶長篇に「瑚璉」の語があつて、朱子の注に、宗廟に供える黍稷を盛る器、夏に〈瑚〉、商に〈璉〉、周に〈篋篋〉と称した、とする。本来は祭器である。が、貴重品を運んだり、納めておく器具とも考えられたらしく、次のような言い伝えもある。すなわち、釈迦如来像が百済から海を渡つて本朝に運ばれたとき、篋篋に入れられて来た、それゆゑ、釈迦をホトケと呼ぶ、ホトケはホキの転である——と。『法華経直談鈔』に載る名義譚。早くも話が中世説話の世界に入つてしまつたようだ。

## はじめに

命を助けられた狐が、報恩のため、ひそかに女人に變じて夫婦の契りを結び、一子をもうけての親子水いらざるの生  
活が、ある日突然の破局を迎える。人間世界を去らねばならない母親は、いとし児への断ち切りがたい思いを、一首  
の和歌に託して、ふる栖の森へと帰って行く——ご存知『蘆屋道満大内鑑』の庄巻、いわゆる「狐の子別れ」のさわ  
りである。男の名は保名、妻の名は葛の葉、そして二人の間に生まれた童子こそ、後に天下に名を轟かす、天文博士  
安倍晴明であった。

竹田出雲作の淨瑠璃『蘆屋道満大内鑑』（享保十九年大坂竹本座初演）に至って演劇的完成をみる、この一話の原  
型が、『蘆籥抄』にまで遡りうるのは、すでに周知のこと、としよう。かつて筆者も、この暦数の書と演劇の世界と  
の間を、浅井了意作とされる仮名草子『安倍晴明物語』が橋渡ししたことを考証した。<sup>[1]</sup>

『蘆籥抄』に載る、安倍の童子の物語は、「金烏玉兎集」なる暦数の秘書請来譚の形をとるが、話柄が錯綜してい  
て、未消化の観を否めない。清明を狐の子とする異類婚姻譚や、龍宮に得た秘法によって立身出世する「聴き耳」譚  
などの昔話をはじめとして、さまざまな要素を寄せ集めるかのごとくである。それら話柄の一つひとつについて、作  
品の内部徴象から、出自を検討してみたことがあるが、<sup>[2]</sup> 暦数の書『蘆籥』の注釈書である『蘆籥抄』に述べられる秘  
書請来譚は、当然のこと暦道の世界に源を発する、とまでは予測がついたものの、具体的に明らかにするを得なかつ  
た。ここに、旧稿の遺を補ってみようとするものである。

狐の子安倍の童子の物語は、『蘆籥抄』の冒頭、〈由来〉の章に述べられる。〈由来〉の章は、正しくは「三国相伝  
蘆籥金烏玉兎集之由来」というのであるが、あまりに長々。よって、かく略称することにする。『蘆籥』の伝本のう

ちには、『篋篋抄』の〈出来〉の章の原型らしきものを備える系統がある。しかし、『篋篋抄』は、それとは別系統の『篋篋』本文に対応している。この入り組んだ関係を解きほぐすために、いささか迂遠なことながら、『篋篋』の伝本系統や、『篋篋抄』の構成について整理をつけることから、まず始めることにしたい。また、『篋篋抄』に載せる、清明に関する伝承以外の説話についても、源流を検討してみよう。それが安倍の童子譚解明に寄与するであろうことは、言うまでもなからう。

## 第一章 『篋篋』と『篋篋抄』

『篋篋抄』は通常上中下の三冊本に仕立てられている。その内容は五巻に分れる『篋篋』の体裁に従っているはずであるが、内題に整合性がなく混乱していて、見極めを付けるのが、いささか難しい。古い時代の注釈書のつねとして、注釈の対象となる辞句のみを抜出して、本文を掲げないこと、『篋篋』から逸脱する新たな添加を持つことなどが、原因であるらしい。『篋篋抄』の構成を見極めるためには、内題の混乱に秩序を与えてやる必要がある。また何種類かに分かれる『篋篋』の、いかなる伝本に即したものであるかを探ってみる必要もあろう。そのため『篋篋』の諸本の整理も試みてみるとしよう。

### 1 『篋篋抄』の構成

おそらく『篋篋』自体が複雑な成立の経過をたどっていることに起因すると思われるが、『篋篋抄』の構成は単純ではない。いま寛永六年菊屋庄太夫刊整版をもとに、その経緯を解明してみよう。まず『篋篋抄』の内題をすべて羅列してみる。

- |                      |        |    |       |         |
|----------------------|--------|----|-------|---------|
| ① 三國相伝篋篋金烏玉兎集之由来     | (上初丁)  | 上冊 | 篋篋抄上  | 一〇十五    |
| ② 三國相伝陰陽輜轄篋篋内伝金烏玉兎集註 | (上16才) |    | 篋篋抄上序 | 十六〇二十八  |
| ③ 三國相伝陰陽輜轄篋篋卷第一      | (上29才) |    | 篋篋抄上本 | 二十九〇三十三 |
| ④ 篋篋内伝抄卷第一終          | (上終丁)  |    |       |         |
| ⑤ 篋篋内伝註卷第二           | (中初丁)  | 中冊 | 篋篋抄中  | 一〇五     |
| ⑥ 篋篋註下卷第三            | (中20才) |    |       |         |
| ⑦ 篋篋抄中終              | (中終丁)  |    |       |         |
| ⑧ 玉兎集造屋篇卷第四          | (下初丁)  | 下冊 | 篋篋抄下  | 一〇二十二   |
| ⑨ 篋篋抄卷第四之終           | (下8ウ)  |    |       |         |
| ⑩ 篋篋卷第五文殊曜宿経         | (下9才)  |    |       |         |
| ⑪ 篋篋抄五終              | (下16才) |    |       |         |
| ⑫ 篋篋抄第五之終            | (下19ウ) |    |       |         |
| ⑬ 篋篋抄第下終             | (下終丁)  |    |       |         |

以後の説明のため、通し番号を付け、丁付を添えてみた。なお下段の余白に、底本の柱刻(柱題と丁付)を記した。内題をこのように並べてみると、まことに乱雑、雑駁という印象以外の何ものもない。しかし、子細に検討を加え

てみると、混乱のうちにも、解決のための糸口を見出すことが出来そうである。

まず、巻数の表示に、〈上中下〉と〈第一―第五〉との二種のあることに気づく。そして、⑦「篋篋抄中終」、⑬「篋篋抄第下終」の〈中〉〈下〉の文字を含む尾題に注目してみる。これらは三冊に仕立てられた『篋篋抄』の、それぞれ中冊、下冊の終丁に位置している。そこから〈上〉中下〉の表示は、書物の形態すなわち冊の順序を意味する、とすることができるとすると、〈第一―第五〉の表示は、書物の内容に即したもので、と考えることができよう。これはまた、『篋篋抄』が注釈の対象にしている『篋篋』全五巻の数に照応する。

巻首題、尾題の羅列は混乱を呈するかに見えたが、書物の体裁（冊）と内容（巻）との二種の表示が混在するのであり、この観点から整理を与えてみると、よほどすっきりとした姿を現わし、『篋篋抄』が『篋篋』の巻序に即した注解であったことを明らかにする。さらに言えば、

④ 篋篋内伝抄巻第一終

⑤ 篋篋内伝註巻第二

⑥ 篋篋註下巻第三

は『篋篋』全五巻中の巻一―巻三に即した内容であることを示すが、⑥に「第三」のほか「下」とあることについて、この「下」は、第二冊目の冊尾に位置しないことから、『篋篋抄』の冊数表示とは別であった、『篋篋』全五巻のうち巻一―巻三が、本来は上中下の構成を採るものであったこと、すなわち、『篋篋』が、「篋篋内伝（宣明曆経）」上中下三巻に「造屋篇」と「文殊囉宿経」各一卷を併せた、三編五巻より成るものであったことを説明する。

以上述べたことをもとに、『篋篋抄』の内題を整理し、『篋篋』との関連を示せば、次のようになる。

		篋		抄		篋	
		巻首題		尾題		冊表示	
						実丁数	
A	① 三国相伝篋篋金烏玉兔集之由来					14・5丁	
B	② 三国相伝陰陽輻輳篋篋内伝金烏玉兔集註					13	牛頭天王序
C	③ 三国相伝陰陽輻輳篋篋卷第一	④ 篋篋内伝抄卷第一終				5	宣明曆経上
D	⑤ 篋篋内伝註卷第二					19	宣明曆経中
E	⑥ 篋篋註下卷第三			⑦ 篋篋抄中終		30	宣明曆経下
F	⑧ 玉兔集造屋篇卷第四	⑨ 篋篋抄卷第四之終				8	造屋篇
G	⑩ 篋篋卷第五文殊囉宿経	⑪ 篋篋抄五終				7・2	文殊囉宿経
H		⑫ 篋篋抄第五之終				3・3	
I				⑬ 篋篋抄第下終		2・5	

『篋篋抄』が『篋篋』五巻の構成に照応することは、右の表によつて明瞭であろう。同時にまた両書を重ね合わせると、はみ出る部分のあることも明らかになる。A、BおよびH、Iの四項が、へはみ出しである。しかしこの点に関しては、もう少しきめのこまかい説明を必要とするであろう。

H、Iの二項が純然たるへはみ出しであることは言を俟たない。Gの「文殊囉宿経」の記事は⑪までで終わっているから、⑩「篋篋抄五終」とあるうえに、さらに⑫「篋篋抄第五之終」とするのは、不合理である。HとI

とは『董蠶』全五巻にわたつての補遺と追加とである。また、①「董蠶抄五終」と②「董蠶抄第五之終」そして③「董蠶抄第下終」の三者が、重複と思われる表記であることは、『董蠶抄』が、巻末の箇所にあつて、追加に追加を重ねて、整合性を得ぬままに印行に及んだものであつたことを証する。これは、『董蠶』自体の本文がいつまでも流動的であつたことに因むものであらう。

次に、A及びBについてであるが、この二つをへはみ出しとするのは、適切でない。まずBであるが、『董蠶抄』にこの箇所、牛頭天王が頗梨采女を嫁娘するため南海娑羯羅龍王の王宮に赴く一話を注釈する。これは『董蠶』では、第一巻「宣明曆経」上巻の冒頭に当る。「宣明曆経」は、牛頭天王を天道神、頗梨采女を年徳神、八人の王子（八王子）を八将神に当て、牛頭天王とその眷属の動静をもつて、曆象を説明しようとするものであり、冒頭の牛頭天王頗梨采女嫁娘譚は、一箇の説話として完結するものであるとともに、また「宣明曆経」の序段としての役割をも荷い、〈牛頭天王序〉の名でも呼ばれる。それを『董蠶抄』ではBとして独立させているのであるが、その理由は、ほとんど一語ずつに釈文を必要として、丁数が多くなるところからであらう。もちろんこの一話が、『牛頭天王縁起』『祇園の本地』等の類話を『神道集』やお伽草子に持ち、独立性の強いものであつたことも理由の一斑であらう。

またAであるが、『董蠶抄』ではこの箇所にも、『董蠶』すなわち「金鳥玉兎集」の伝来に安倍清明の生涯がいかに明らかだか、の説明がある。これに類する記事は、『董蠶』の諸本のうち、世上に流布する寛永六年刊整版およびその系統の、いわゆる統群書類従本系の伝本には欠くが、別本の古写本、慶長十七年古活字版系統の伝本の冒頭に、伝来の経緯を清明が一人称で語る一文があつて、照応する。ただし完全に一致するわけではなく、両者の関係はいささか複雑らしい。この点に関しては、項を改めて述べてみることにしたい。

## 2 『篋篋』の諸本

前項において、『篋篋』に二系統のあることを、「金烏玉兎集」の請来譚に関連して言ったが、この点については、もう少し詳しく述べてみることにする。

『篋篋』の伝本に関して、井本進氏「篋篋内伝金烏玉兎集成成立の研究」、<sup>3)</sup> 神田茂氏「篋篋及びその類書について」、<sup>4)</sup> 中村璋八氏「日本陰陽道書の研究」<sup>5)</sup>などの論考がある。とくに中村氏は、『篋篋』の伝本十三種を紹介し、諸本対校のかたちで翻刻を行い、いままで末流の版本を底本にした続群書類従本に頼るしかなかった『篋篋』に、依拠するに足る本文を提供された。

諸氏の論旨をふまえ『篋篋』の伝本を整理してみれば、次のごとくになるであろう。

### I 類

- |                |          |       |              |
|----------------|----------|-------|--------------|
| 1 尊経閣文庫蔵本      | (一六／一八)  | 室町中期写 | *造屋篇         |
| 2 天理図書館蔵本      | (二四七／イ一) | 天正六写  | *宣明曆経下・文殊囉宿経 |
| 3 書陵部蔵続群書類従原本  | (四五三／二)  | 室町期写  | *宣明曆経中・下     |
| 4 天理吉田文庫蔵(楊憲)本 | (吉四七／八)  | 慶長頃写  | *全五卷存(清明序あり) |
| 5 慶長十七年刊古活字版   |          | 元和七写  | *全五卷存(清明序あり) |
| 6 高野山持明院蔵本     |          | 寛永五写  | *造屋篇・文殊囉宿経   |
| 7 井本文庫蔵本       |          |       | *全五卷存(清明序あり) |



- 8 岩瀬文庫蔵本 (二三五／一七) 寛永一九写  
\*全五卷存（清明序あり）  
9 国会図書館蔵本 (二二三／二二八) 慶応元写  
\*〔3〕の転写本

II類

- 10 井本文庫蔵別本 応永永正頃写  
\*宣明曆経上・中・下  
11 国会新城文庫蔵本 (WA一六／五一) 天正六写  
\*宣明曆経上・中・下  
\*全五卷存  
12 五季文庫蔵本 室町末期写  
\*全五卷存  
13 龍門文庫蔵本 (三ノ六) 慶長七写  
\*宣伝曆経上  
\*宣明曆経下  
14 国会新城文庫蔵〔列帖〕本 (特二／四五二) 慶長一一写  
\*全五卷存  
15 同 蔵別本 (特二／四五二) 慶長一六写  
\*全五卷存  
\*五卷存  
16 寛永三年刊古活字版 (吉四七／一九三) 寛永六写  
\*全五卷存  
17 天理吉田文庫蔵別本  
18 寛永六年村上平楽寺刊整版

III類

- 19 天理吉田文庫蔵「諸仏諸真言」 (吉九五／六三) 室町期写  
\*三宝篇上下・万吉万凶篇上下  
20 東北大学蔵鈔本 (林一一六五／一三五〇) 永祿二写  
\*清明由来之篇・牛頭天王八将神・盤牛大  
王篇・三宝吉凶篇・神吉神凶篇・善悪眷

21 高野山持明院蔵別本

天正一七以前写

\* 曜宿経三卷  
\* 二帖 (篇明不明)  
属合・造屋篇・宣明曆経 (清明序あり)

22 高野山宝寿院

室町期写

\* 二帖 (篇明不明)

23 東京古典会 (昭61) 所見本

寛永一四写

\* 宣明曆経上中下・造屋篇・文殊曜宿経  
(以上はI類本にほぼ一致)・三宝篇・

神吉神凶篇・軍吉軍凶篇・万吉万凶篇

(20 東北大学蔵鈔本の「善悪眷属合」)

・通用篇・分尅篇 (別に『篋篋抄』版

本の写三冊を伴う)

I類とII類は、ともに五巻の構成を採るものの、項目、配列、行文などに相違がある。その詳細は前述中村氏の対校に譲り、いまI類を天理図書館蔵〔楊憲〕本に、II類を五文庫蔵写本に代表させて、項目の出入りを中心に対照した一覧表を作ってみた。この二本はおのおのの類にあつて、五巻揃い本としては、書写年次が最も古い。本稿の末に付載した〈別表〉がそれであるが、両者に相違の少なくないことに、改めて驚かされる。I類、II類を判別する目安をここに摘出してみれば、I類の特徴として

一、「宣明曆経」上巻巻頭に〈清明序〉がある。

二、同中巻第五「七箇善日」に盤牛王の第五采女を「星の宮」とし、また王の形見の品を列挙して宇布絹の鎧の

由来を説く。

三、同下巻巻頭に「二十四教」と題して二十四節七十二候を載せる。

四、同下巻に「三宝吉日」「神吉日」の項を欠く。

などを挙げることできよう。

Ⅲ類は、Ⅰ、Ⅱ類のどちらにも含めることのできない伝本である。20 東北大学蔵鈔本や、21 高野山持明院蔵本（唯宿経のみ）が、Ⅰ類Ⅱ類本それぞれの要素を持ちながら、未整理の観を否めないこと、19 「諸仏諸真言」が「薫蓋内伝金烏玉兔集」の内題を持ちながら、同名異書と見まがう内容であること等から、Ⅲ類の諸本は、Ⅰ類、Ⅱ類本に先行する、原初形態にあるもの、と考えられている。しかし、その実体はなお明らかではない。

Ⅲ類をもとに、増補改定が加えられてⅠ類となり、さらにⅡ類が作られるという経過をたどったものかと考えられるが、Ⅰ、Ⅱ類が年次的には並行して流布していたことを、先に掲げた諸伝本の書写年時が証する。版本に慶長十七年刊の古活字版のあることは、これも先の伝本一覽に示したが、Ⅰ類である。別に古活字版として、寛永二年から六年まで毎年一種ずつの刊行がある。そのうち寛永三年版のみを見ることができたが、これはⅡ類の系統に入る。寛永二年版以下管見に入らなかつた古活字版も、同じく版元を松岡作左衛門とするところから、同系統のⅡ類本である。寛永六年にこの古活字版を覆刻した整版が出て、寛永九年、同十一年、正保五（慶安元）年と続き、以後幕末、明治期に至るまで版を重ねるが、このような出版の趨勢の赴くままに、Ⅱ類本がⅠ類本の存在を影の薄いものにしたことは、疑いなく。

さて、『薫蓋抄』は、二種あるいは三種ある『薫蓋』のうち、どの系統の本文に即した注釈なのであろうか。この

ことに關しても、〈別表〉に就くことにしたい。『篋篋』Ⅰ類、Ⅱ類の項に、『篋篋抄』がどのように対応するかを、併せて示してみた。Ⅲ類については、この表のうちとうてい収められない多様さなので、省いてある。

この表によって、『篋篋抄』は『篋篋』Ⅱ類本に即したものであることが明らかであろう。ただし、そのように断言するには、いまし説明を追加しなくてはならない。さきに『篋篋』Ⅰ類本、Ⅱ類本を識別する目安として、四項目を挙げた。そのうち三項までは問題ないが、Ⅰ類本の特徴の

一、「宣明曆経」上巻巻頭に〈清明序〉がある。

という条項に關連して、説明を要する。この〈清明序〉を持たないのがⅡ類本なのであるが、『篋篋抄』の冒頭には、これに類似する〈由来〉の章がある。また『篋篋抄』第五巻巻末に追加として載せられる「五帝龍王戰之事」「宇布絹ノ鎧之事」の二項は、Ⅰ類本の「宣明曆経」中巻所収「七箇善日」に即した内容である。

『篋篋抄』を『篋篋』Ⅱ類本との關連をもって説明しようとするとき、この二点がはみ出してしまふのであるが、これは、実は、『篋篋』の注釈として、『篋篋抄』の一段階前にあつたであろう仮名注、というものを想定してみると、よつて、解決が付く。このウル『篋篋抄』の伝存は不明なのであるが、〈別表〉の最下段に加えた「袖裡伝」なる書物が、よくそのおもかげを伝えて、『篋篋抄』が結局は『篋篋』Ⅱ類本に従つたものであることを、明らかにする。その詳細は次章において述べることにし、いまここでは、『篋篋抄』は『篋篋』Ⅱ類本に即したものと、ただ言つて済ませておくことにしたい。

なお、「袖裡伝」とは、龍門文庫所蔵の室町末書写『篋篋袖裡伝』のことである。

## 第二章 清明伝承の生成

『篋篋抄』の成立時期は不明である。版本としては、寛永四年刊古活字版（『国書総目録』未登載）が最古らしいが、別に慶長十七年の年記を持つ写本があり、近世初頭には成立していたものようである。が、内容はもう少し古い。本文を掲げずに、語注のみで終始する形式も、聞書特有のもので、前時代を思わせる。また、例話を多用し、時として例話が本題を逸脱するおおらかさをも備えている。それでは『篋篋抄』は、いかなる時代の注釈を反映しているのか。この設問は難解である。

いま、そのような難問を避けて、ほんの小さな問題を取りあげ、『篋篋抄』を考えるうえでの参考に供してみることにしたい。それは、『篋篋抄』冒頭の清明に関する記事の出自を探ることである。これはまた、安倍晴明の実伝とも、王朝説話集の伝えとも関連を持たぬ、特異な清明伝承の謎を追うことでもある。この種の清明異伝として、すでに知られるものに、『臥雲日伴録』応仁元年十月二十七日の次のような記事がある。

廿七日——紹藏主来。又居<sub>三</sub>天王寺<sub>一</sub>。或時聴<sub>二</sub>鳥相語<sub>一</sub>。一鳥則自<sub>三</sub>京祇園<sub>一</sub>来、一鳥自<sub>レ</sub>本栖<sub>三</sub>于此里<sub>一</sub>者也。此  
時天皇不豫。祇園鳥曰、内里西北渡地中有<sub>二</sub>銅器<sub>一</sub>。久埋<sub>三</sub>地中<sub>一</sub>。有<sub>レ</sub>靈天皇不豫為<sub>レ</sub>祟云々。請明<sub>レ</sub>聴<sub>レ</sub>之上<sub>レ</sub>京、  
療<sub>三</sub>治帝病<sub>一</sub>遂発<sub>レ</sub>名為<sub>三</sub>天下无双陰陽師<sub>一</sub>也云々。請明无<sub>三</sub>父母<sub>一</sub>。蓋化生者也。其廟在<sub>三</sub>奥州<sub>一</sub>云々。

清明がカラスの会話を聞いて天皇の病気を療治したという一話で、『篋篋抄』にも類話を載せる。これ以外に、はたしてどれだけの話を先行文献のうちに見出せるであろうか。

1 ハレアキラとキヨアキラ

『簠蠶抄』は『簠蠶』全五巻の注釈であり、〈牛頭天王序〉以下辭句を追って、漢字片仮名交り文による、語釈を主とした注解の施されていること、あるいは〈牛頭天王序〉に張り合うように、『簠蠶抄』また「三國相伝簠蠶金烏玉兎集之由来」と題する一章を新たに設けていること等は、すでに言った。

〈由来〉の章には、「金烏玉兎集」すなわち『簠蠶』の、伝来のいきさつが語られている。文殊から伯道に授けられた一巻の書が、安倍家の秘宝となるまでの、波乱万丈の物語が展開する。これもすでに旧稿に載せたところであるが、再び〈由来〉の章の概略をまとめてみれば、次のごとくになる。

【1】大唐城荊山の伯道上人、天竺に渡って聖靈山の文殊堂に詣で、大聖尊文殊より親しくこの書の相伝を受け、て帰国、唐帝の内裏に収める。

【2】元正天皇の代、遣唐使安部仲丸入唐、貢物微少を理由に梁の武帝に殺され、赤鬼と化す。続いて吉備大臣入唐。困碁、文選の考試を、仲丸赤鬼の助力を得て凌ぎ、野馬台詩を、長谷観音化現の蜘蛛に助けられて解読。命を助かり、帰国を許されて「金烏玉兎集」を請来。晩年に及び、常陸国猫嶋に仲丸子孫の童子を尋ね當てて、譲る。

【3】安部の童子鹿嶋明神に参詣、小蛇の命を救って龍宮に到り、石匣と烏薬を入手。烏薬よく鳥語を通じ、天皇御悩とその原因を知って上京、療治して縫殿頭に任じられ、清明の名を賜わる。

【4】清明の母は化來の者。三歳のとき「恋クハ尋來テ見ヨ……」の和歌を残して去る。清明、信田の森に尋ね

行き、古狐に会う。

【5】清明の盛名を妬み、薩摩の道満上京、智恵論（行力競べ）を挑む。清明、内裏の白洲に対決、長持の中の大柑子を鼠に祈り代えて勝ち、これを弟子にする。

【6】近衛院のとき、帝の不豫を占い、妖妃玉藻の前に因むことを見破る。上総介、三浦介に射られて、彼女、下野国に怪石と化してなお祟るを、玄能法師打ちくだく。

【7】妖狐退治の功により、主計頭に任じられ、入唐して伯道に師事。留守の間に清明の妻梨花に密通した道満は、「金鳥玉兎集」を盗み写し、清明を論破して殺す。変事を悟って来朝した伯道の修する、秘術生活続命法により蘇生。道満を滅ぼし、この書を再治して後代に伝える。

ここに語られているのは、「金鳥玉兎集」伝来の経緯であるとともに、清明の生涯が伝来にかにかかわったかであり、つまり、清明の一代記でもある。

この清明一代記は、正史に伝える安倍晴明朝臣の実像と大きく隔たっている。そもそも名前からして、少しく異なる。常州猫嶋生まれの童子は、天皇御惱平癒の褒賞に、官位を授かり、名乗を与えられるが、その名は、「晴」明ではなく、「清」明であった。折りから、二十四節第五の清明節に当たったがゆえ、との理由づけは、いかにも暦数の書たるにふさわしい。本稿において、〈由来〉の章に活躍するこの童子のことを、一条朝の官人、天文博士教倉院別当従四位下安倍ハレアキラ朝臣と区別するために、キョアキラの名で呼ぶことにした。「阿倍（安倍、阿部）仲磨（中丸、仲丸）」も、それぞれ作品ごとの呼称に従うことにする。

『薫籠抄』に載せる、正史あるいは王朝説話集に伝えるところは違った、「晴」明ならぬ「清」明の物語に先蹤

のあったことについて、はやく井本進氏の指摘がある。『簠簋』I類系の伝本が巻頭に添える〈清明序〉がそれ。中村璋八氏『日本陰陽道書の研究』の『簠簋』の翻刻の内に、天理図書館吉田文庫蔵〔楊憲〕本、岩瀬文庫蔵本、東北大学蔵鈔本、慶長十九年刊古活字版の四本を合せた校本のかたちで収められている。ただし白文であって、慶長古活字版以外の諸本に振られた送り仮名、返り点等が省かれている。

いま、〈清明序〉を、中村氏の翻刻に重複すること、および、いささか長文にわたって煩雑の観を否めないことを恐れつつも、諸伝本に備わる訓読に従って、書下してみることにしたい。書下し文にすることによって、『簠簋抄』の〈由来〉の章との近似が、いっそう明らかになるはずである。

簠簋内伝金鳥玉兔集卷第并序

天文 吉備  
安部博士 后胤  
清明朝臣 入唐伝  
司郎

粵ニ、余、安元年中季ノ春清明ノ節ニ、自ラ帝勅ヲ蒙リ、存シテ殿上ニ於テ、陰陽ノトヲ屯テ、雲中ノ災ヲ失ス。然ル間、予、紫宮ノ階級ニ登テ、正四位殿ニ任ゼラル。即チ縫殿ノ頭ト成テ、同キ時ニ、陰陽博士、主計ノ権ノ頭ニ属ス者ナリ。

然ルニ、余、厥ノ年仲秋白露ノ節ニ、仰デ帝王ノ印府奎章ヲ賜テ、鎮西薩摩ノ浜汀ニ下リ、大船筏ヲ造作シ、吉日良辰ヲ選出シテ、纜ヲ解キ橦ヲ刷ヒ畢ス。

大唐雍州ノ城ニ至リ、荊山ノ伯道上人ニ随逐シ、日ニ三度萱草ヲ荷ヒ、将マタ柱楹ヲ負フ。爾ニ月ヲ積リ年累テ一千日ニ遷リ、遂ニ一字ノ堂閣ヲ造リ。伯道手ニ赤梅檀ヲ執リ、文殊ノ尊像ヲ彫刻シ、聖靈山ト号ス。



然ル後、伯道清明ニ語テ曰、我曾シ扁舟ニ乗テ流沙ノ辺リニ棹シ、独リ安然トシテ崇嶺ノ汀ニ寄レリ。粵ニ少童ノ角暗聆ノ形ヲ学ビ、一ノ浮木ニ乗ジテ、来テ我ニ問テ曰、汝何ノ所ヨリ来ルヤト。自ラ童ニ答テ曰、我ハ天地ノ内ニ胎レ、生ヲ辰旦国ニ則リ、未ダ天道ノ至理ヲ詳カニセズ。是ノ故ニ独リ寥々トシテ江湖ノ魚ヲ執リ、自然ノ事ヲ諳ズト。童舫ヲ扣テ嘲テ曰、鰲魚ノ腸ヲ喰ヒ、鱗ヲ嘗テ天道ノ事理ヲ知ルカ。汝ガ乗ル所ノ扁舟ヲ抛テ、江湖ノ辺ニ至レ。常ニ釣竿ヲ垂テ魚ヲ取ル者ノ有リ。此ノ者ニ正ニ天道ノ事理ヲ知ルヲ得ベキカト。童ニ謂テ曰、何ヲ以テ此ノ事ヲ識ルベキカト。童浮木ヲ去テ我ガ扁舟ニ棹シ、而シテ江河ノ辺ヲ過キ畢ヌ。

聖靈山ニ到ルニ、今ノ童、是レ大聖文殊ニテ御座ス也。諸ノ菩薩常ニ围绕シ、天ノ妓樂ヲ成ス。衆ノ天子恒ニ充滿シテ、妙香華ヲ供ス。七宝ヲ以テ莊嚴シ、五綾ヲ以テ飽飾シ、金銀繒楹、雪玉ノ庭砂、等ク安養界ニ類ス。文殊我ニ一ノ共命鳥ヲ賜ル。之ニ乘リ畢ヌ。爾シテ須弥ヲ周迴シテ、親ク芥国ヲ視ル時ニ、仏法ノ奥蔵ヲ知識シ、天道ノ深理ニ覺達ス。然シテ後ニ我カ荊山ニ来テ、自然ト四果ノ聖者ト為リ、四諦ノ法縁ヲ觀ジ、頗ル四季転変ノ消息ヲ以テ、無常無我ノ理ヲ覺知ス。汝ニ彼ノ堂閣ニ於テ、此ノ軌範ヲ伝ト。即チ一卷ノ書ヲ授与ス。清明之ヲ請ケ取テ、題ヲ文殊ノ裏書陰陽ノ内伝集ト号ス。之ヲ讀ミ之ヲ習ヒ、纜ヲ明州ノ浦ニ解キ、橦ヲ難波ノ江ニ下シ畢ヌ。日域ニ帰リ、書ヲ石匣中ニ納メ、巻ヲ董簾ノ内ニ開ケザルコト日久シ。

然ル時、我ガ妻女ノ利花、弟子ノ道満ト合シテ密ニ懷昵スルコト有リ。予曾テ之ヲ識ラズ。時ニ妻花彼ノ書ヲ弟満ニ写サシム。遂ニ書写シ畢テ、爾シテ故ノ如ク納メ置ク。

有時道満予ニ謂テ曰、我レ夢中ニ天竺聖靈山ニ至テ、文殊大聖尊ニ值遇スル処ニ、吾ニ一卷ノ書ヲ賜フ。名ヲ金烏玉兔集ト号ス。天地陰陽ノ事理ヲ知ル者也ト。予ガ曰、曩昔日師道和尚終日渴仰ノ首ヲ低レ、宜ク般若ノ船筏ヲ得ベク、昼夜帰依ノ意ヲ勵ミ、遂ニ菩提ノ覺岸ニ到リ、然シテ文殊大聖尊ノ加被ヲ蒙テ、三界芥国ヲ往行シ

畢ヌ。爾シテ陰陽ノ奧理ヲ明テ伝ル所ノ明鏡ヲ、名テ金烏玉兔集ト曰フ。我今ニ改テ簾篋袖裡伝ト名ク。豈人ノ識ル処有リヤ。夢ハ是レ妄想顛倒ノ詐、醒テ誰カ金玉ヲ手裏ニ収シヤト。爰ニ道滿暫ク余ニ諍テ安然タリ。而テ誤リ有ル故ニ、終ニシテ予ガ頸ヲ割カル。

時ニ荊山一時ニ焼亡ス。師道和尚不思議ノ念ヲ成シ給ヒ、天竺穀成山ニ至テ泰山王ノ秘法ヲ勤ル時ニ、清明ガ死亡ヲ視ニ、和尚実ニ哀傷ノ思ヲ為シ、遙ニ東域ヲ凌キ、愁然トシテ人ニ問ヒ、我塚上ニ到リ、爾シテ塊ヲ穿チ礫ヲ弃テ見ニ、皮肉爛朽シテ残骨ノミ有リ。和尚已ニ二十二ノ大骨三百六十ノ小骨ヲ集メ、生活続命法ヲ修ルニ、清明再ヒ生活ス。和尚快然トシテ微笑シテ曰、我汝ト師弟ノ因契有リ、綿々トシテ尽ル期無シ。此ノ故ニ汝ガ敵ヲ撃ント。

道滿ガ室ニ至ルヤ、和尚誤テ問テ曰、清明是在リヤト。滿答テ曰、古ヘ爾云フ人有リ。人ト諍テ一頸割カレ、今即チ是ニ罔シト。時ニ和尚嘲テ曰、今已ニ清明子ヲ視テ、一指ヲ豎テ云ク、我庵室正ニ竹林ノ中ニ有リ。汝尋来レト謂リ。此ノ故ニ自ラ茲ニ到ルト。滿ガ曰、若シ清明残生シテ来ルコト有バ、正ニ予ガ頸ヲ割カシム可キナリト。和尚歡喜シテ云、汝必ズ諍有リヤト。滿默然トシテ微笑シテ云、何ヲ以テ和尚我ニ論ルヤ。清明已ニ死ルコト、諸人咸之ヲ識ル。和尚尤モ論ヲ違ヘズヤト。爾ニ清明茲ニ安全トシテ到ル。而シテ道滿一頸ヲ弃ツ。清明榮然トシテ人世ニ昌フ。

句ヲ此ノ卷ニ誠テ、那々ノ子ハ産トモ女ニ意許サザレ、千日効ル萱一日ニ滅プト謂カ。

崇嶺の汀に漂う伯道の船に声を掛けた少童の形容「了角聒聆」の「了角」は、正しくは「丫角」（あげまき、つのがみ）であろう。『簾篋抄』も「了角」としている。が、あえて正すことをせず、このままに置く。

季春清明の節に、宮中の災を解決して叙位、帝勅を受けての入唐に、伯道上人から、大聖文殊直伝の秘書「金烏玉兔集」を授かり、帰朝して不用意のいさかいに、弟子の道満に殺され、伯道修する生活続命の法の力に蘇生する顛末が、清明の一人称で綴られている。牛頭天王の頗梨采女嫁娘の物語、すなわち『篋篋』第一巻の〈牛頭天王序〉に對比して、〈清明序〉と呼ばれる。

『篋篋抄』の〈由来〉の章と、この〈清明序〉とは無縁ではない。先の〈由来〉の章の梗概に付けた番号で【1】【7】の話柄が共通するのみではなく、清明の妻の名や、文殊化現である了角の少童の形容が同じであるなど、細部にいたる一致を伴つての共通である。さらに言えば、天地の至理を求め洋上に漂う伯道の、少童の誰何を受けての答えが、『篋篋抄』に

我天地ノ間ニ被レ孕、生ヲ震檀国測ニトイヘトモ

とあって、傍線部分の表現がいささかこなれない。この箇所、〈清明序〉の

我被胎天地之内、生則辰旦国（我ハ天地ノ内ニ胎レ、生ヲ辰旦国ニ則リ）

という表現を参動するとき、「生ヲ震檀国測ニトイヘトモ」の傍線二字は、寛永六年版が覆刻に当って底本に採用した刊年不明古活字版の、植版時における誤植、と分つたりする。因みに、寛永四年古活字版、同六年古活字版に「生ヲ辰旦国則トイヘトモ」とある。また、寛永十一年版以降の諸版で、この箇所、「生ヲ震檀国測<sup>シケンノカマ、ヲニ</sup>居トイヘトモ」と

修訂されるが、「生ヲ居ス」という表現また舌頭に滞る。

〈清明序〉と〈由来〉の章との関連はこのように緻密ではあるが、共通する話柄が少ないこと、一方が清明の一人称で、他方が三人称で語られる描写視点の違い等があつて、直接の関係を認めるのが躊躇される。両者の間を仲介するものを想定すべきであろう。そしてここに、龍門文庫蔵『篋篋袖裡伝』の存在が浮かびあがつてくる。

## 2 もう一つの『篋篋抄』

『篋篋袖裡伝』なる書物の名は、〈清明序〉の内にも、「陰陽ノ奥理ヲ明テ伝ル所ノ明鏡ヲ、名テ金鳥玉兔集ト曰フ。我今ニ改テ篋篋袖裡伝ト名ク」とあつた。別に林羅山『本朝神社考』（寛永年間刊）の「安倍晴明」の条にも、学問の余暇にたまたま閲した陰陽道の書として、その名が挙げられている。羅山はさらに、梗概を詳しく述べているが、その内容は〈清明序〉とほぼ重なる。〈清明序〉や羅山の言う「篋篋袖裡伝」は、伯道が相承した「文殊裏書陰陽ノ内伝集」イコール「金鳥玉兔集」の別称であり、つまりは『篋篋』そのものである。これに対して、龍門文庫の『篋篋袖裡伝』は、『篋篋抄』に類した『篋篋』の仮名抄。以下両種の同名異書を区別するために、龍門文庫の仮名抄『篋篋袖裡伝』のことを、便宜〈龍門袖裡伝〉と呼ぶこととしたい。

川瀬一馬氏『龍門文庫善本書目』によって〈龍門袖裡伝〉の書誌を紹介すれば、次のごとくである。

### 一三九篋篋袖裡伝 一卷 一冊〔三ノ八〕

室町末期写。每半葉七行片仮名交り。字面の高さ約七寸四分。篋篋内伝の仮名講説。牛頭天王の序に始り、安部懐中伝暦等、本文七十八葉。巻末を欠くのは惜しい。稍厚様の楮紙を用ひ、仮綴の表に書名の他、同じく室町末

期の筆で「頼堅」の墨書識語が見える。なほ表紙裏に「篋篋拔萃集類 清水 清賢」の墨書があるが、それは廃紙として使用せられてゐるもので、本文とは別筆である（但し同時代）。大きい、縦八寸九分五厘、横六寸九分。

同書に紙数七十八葉とされるが、それは表紙の継紙がはがれ、扉のごとくになっている一葉を加えての数か。本文の墨付は七十七丁である。内題とみなすべきものが二つある。内題および内容に即して分けるとき、〈龍門袖裡伝〉は、

- 1 「牛頭天王ノ序ノ支」 一、四十七丁
- 2 「×安部懷中伝曆」 四十八、六十九丁
- 3 補遺 六十九、七十七丁

の三部より成るもの、とすることができるとする。「篋篋袖裡伝」は外題である。

1 の「牛頭天王ノ序ノ支」とは、第一部を構成する各条の小見出しのうちから、最初の一つを採つた便宜的なもので、内題と呼ぶにふさわしくない。小見出しは、「一、五節供ノ事」（10ウ）、「一、和国ノ五節供ハ」（11ウ）、「一、五節供ノ事」（12ウ）と前書きに類する箇条が続いたのち、本題に入り、「一、天道神ノ方ノ事」（13ウ）、「一、年徳神方支」（14オ）に始つて、「一、就柱立在口伝」（46ウ）に及ぶ。つまり、〈龍門袖裡伝〉の第一部は、牛頭天王序、天道神の事、年徳神の事に始つて、柱立の事に及ぶが、これすなわち『篋篋』巻一「宣明曆経上」から巻四「造屋篇」までに当り、しかもその配列を追っている。その詳細は、本稿末の〈別表〉を参照していただきたい。「袖裡伝」とした欄がそれである。巻二「宣明曆経中」の「七箇善日」を除いては、『篋篋』Ⅱ類本に即している。つまり、

〈龍門袖裡伝〉の第一部は、『篋篋』Ⅱ類本を採りあげての、『篋篋抄』に類した仮名講説（ただし、「文殊曜宿経」の一卷を欠く）であつて、第三部はその補遺である。

次に、内題を「×安部懷中伝曆」とする第二部は何か。その実体を明らかにするために、しばらく行文を追つてみよう。

第二部は右の内題を記したのちに、

先諸文ノ題ニ四水ノ字ヲ置ク心ハ、二点ヲ打ヲバニ水ト云、是ニ二点ヲ加ル故ニ、四水ト云也。一点ヲ下ヲ一徳ノ水一滴ノ水ト可キ心得。一徳ノ水トイツバ……

と始つてゐる。これは「四水」の注解であるが、「四水」とは、つまり「×」のことを言つてゐるらしい。「四水」に続く行文は、次のごとくである。

安部トイツバ、元来内裡ニハ五方ノ博士在レ之、東ニ加茂ノ博士、南ニ……以上安部ノ二字ノ分畢

〔懷中トハ——脱か〕仮実ノ二儀アリ……是ヲ懷中ト云也、中ノ字ヲアタルトヨム也

伝者、是モ仮実ノ兩説アリ……故ニ是ヲ伝ト云也

曆者、大唐三黄ノ時第三ノ皇帝御代ニ……曆ノ一字畢

この箇所は

「何何」トハ（あるいはトイツパ）……………（故に）是ヲ何何ト云也

の構文を採っている。点線にした部分が注解なのであるが、単なる語釈に終らせることなく、たとえば、「曆」の一字の説明を敷衍して、皇帝（黄帝）の御代に丁林の子の司代勤が作ったという、曆の始原説話を延々と述べたてていたりする。

そして、「何何」の部分すなわち注解の対象となった辞句のみを採って、順に述べてみると、原文が復元されるはずであるが、それは、

×・安部・〔懐中〕・伝・曆

となる。これすなわち、先に掲げた内題<sup>2</sup>に外ならない。

この先、もう少し、この構造を追ってみよう。そうするとき、室町期の注釈書の通例に従って、語釈のみに終始し、掲げられることを省略した本文が、浮かび上がってくるに違いない。

「曆」の注解の次には、司台勘の曆書のこと再説され、さらに、本来は第一部にあるべき「八專日ノ事」の竄入があったりするが、それら夾雑物を省いて、以下を示せば、次のごとくである。

「<sup>ナカハコツカハコ</sup> 簠簋内伝金鳥玉兎集卷第并序」トヨム。「ホキ」ノ二字論語ニ器也ト注スト云々。此一行ニ惣シテ有<sup>ニ</sup>仮

実論。此書ハ……………。「内伝」ト者、是モ仮実アリ……………。「金鳥」ト者、日輪ノ異名也……………。「玉」ト者、月ノ異名也。「兎」ハ、月宮殿ノ中ニ兎アリ……………。「卷」ト者、マクトヨム也……………。「第」ト者、次第ノ如シ。「并」ト者、ナラビトモ、アワセルヨム……………。「序」ト者、イトグチトヨム也……………。「天文」ト者、五方ノ博士、五方星ノ見文……………。「司郎」ト者、天文博士ノ位ト云事也……………。「安部」ト者、安部ノ中麿也……………。「(2)」……………。「博士」ト者……………。「吉備后胤」ト者……………。「朝臣」ト者……………。「人唐伝」者、此書ハ清明入唐シテ伯道上人ヨリ伝レ之間、云レ爾也。清明入唐シ子細アリ。先清明ハ天下第一博士ニシテ、叡山ノ坂本ニ居住ス。其比鎮西薩摩ノ国ニ道満ト云博士……………。「(5)」……………。「満無左右」負間、成ニ弟子ト。其後稍有テ近衛ノ院ノ時……………。「(6)」……………。「伯道上人ヨリ伝」此書ヲ故ニ「入唐伝」ト云也。「伝字ハ……………」。

一、清明序夏「于<sup>(ママ)</sup>粵元年中」トハ……………。「季春」トハ……………。「清明ノ節」……………。「自蒙<sup>(ママ)</sup>帝勅」……………。「殿上」……………。「屯<sup>(ママ)</sup>陰陽ト」……………。「雲中災」トハ……………。「失<sup>(ママ)</sup>雲中災」ト者……………。「紫宮」トハ……………。「正四位」トハ……………。

いま、語釈の対象となつた、本文に当たる辞句を括弧でくくつてみた。ここに括弧内の辞句を綴つて、いかなる原文が復元されるかは、もはや明らかであろう。念のために、いささか形を整えて示してみる。

籠篋内伝金鳥玉兎集卷第并序

天文安部博士吉備后胤〔清明〕朝臣人唐伝  
 司郎



于<sub>レ</sub>粵〔余、安〕元年中季春清明節、自蒙<sub>二</sub>帝勅<sub>一</sub>、〔存於<sub>二</sub>殿上<sub>一</sub>、屯陰陽卜<sub>一</sub>失<sub>二</sub>雲中災<sub>一</sub>。〔然間子登<sub>二</sub>紫宮  
「階級<sub>一</sub>、被<sub>レ</sub>任<sub>二</sub>正四位〔殿〕……………」

これは、巻数表示の「巻第井序」という、いささか語呂の整わない表記を含め、Ⅰ類本系『篋篋』の冒頭であり、  
〈清明序〉そのものである。

『篋篋』のⅠ類本にあって、〈清明序〉が冒頭に置かれ、しかる後に曆経注が続く。ところが〈龍門袖裡伝〉では、  
両者の順序が前後している。これは、本来Ⅱ類本の本文に即して注解を行った〈龍門袖裡伝〉が別系統のⅠ類から  
〈清明序〉のみを採り、第二部として補った事を意味する、と考えて支障なからう。このことは、同じくⅡ類本の注  
釈である『篋篋抄』に、Ⅰ類本系の〈由来〉の章が備わることと軌を一にしている。『篋篋抄』の〈由来〉の章と、  
〈龍門袖裡伝〉の第二部「清明序支」とは、無縁のものであるまい。

かくして、一たびは関連の程度に問題を残すかとした、〈清明序〉と〈由来〉の章との関係は、再検討に値するこ  
ととなった。さきには人称視点の違いと共通話柄の多少とを言ったのであったが、共通話柄の数は、〈龍門袖裡伝〉  
を持ち出すことによつて、いささか様相を異にする。

次に、その共通説話について考えてみよう。このたぐいの注釈書が、語義の注解から逸脱して関連説話の紹介に走  
る傾向を持つことについても、すでに言った。〈龍門袖裡伝〉にあつてもこの傾向は顕著で、「平安部懐中伝曆」と題  
する第二部もまた例外でない。その実体を、〈龍門袖裡伝〉の構文を説明するために掲げた引用文中に、示しておい  
た。〈角つき括弧〉によつて数字を囲んだ箇所がそれであつて、数字は『篋篋抄』〈由来〉の章の梗概をまとめた箇条

書きに冠した番号を意味する。〈龍門袖裡伝〉は「天文司郎安部博士」の「安部」の語を

安部トハ安部ノ中麿也。此事清明ガ注ナルニ、安部ト吉備トヲ載事ハ、清明ヨリ以前上代ノ名譽ノ博士ナル故也。非付屬ノ次第。

と釈したのちに、あらためて「一、中麿吉備入唐ノ事」と一つ書きして、遣唐使吉備大臣が入唐後、因基と野馬台詩の考試を受け、中麿赤鬼の助力によって難関を突破する、【2】にはぼ重なる一話（ただし、「金烏玉兎集」への言及はない）が挿入され、「清明朝臣入唐伝」の「入唐伝」の語釈から派生して、【5】の清明、道満による、長持の内に柑子六箇を隠しての、内裏の白洲における智恵論（行力競べ）が、続けて【6】の、安部光榮に替って近衛院の寵妃玉藻の前の正体をあばく説話が挿入される。さらに、〈清明序〉そのものの内で語られる【1】伯道上人の「金烏玉兎集」請来譚と、【7】の梨花と組んでの道満の謀計を加えて、〈由来〉の章を構成する七話のうちの五つまでを、〈龍門袖裡伝〉の内に捜し求めることができたのである。

〈龍門袖裡伝〉の第二章を經由して、〈清明序〉から『篋篋抄』〈由来〉の章に至るまでの径庭は、いくばくもない。もちろん注釈がそのまま物語に化することはない。伝来の時間的経過に従って話柄を並べかえることと、話柄相互の間に物語としての関連の綾を付けることを、しなくてはならない。その意味での、編修を必要としたことは言うまでもない。

編修ということについてさらに言えば、〈龍門袖裡伝〉に載る説話の一つひとつが、はめこみ式にそのまま〈由来〉の章に使われているわけではない。たとえば、【2】吉備大臣の唐土で受ける考試が、『篋篋抄』〈由来〉の章では、

囲碁、野馬台詩に加え、『文選』読解の三つであつて、この点は〈龍門袖裡伝〉よりも、むしろ『歌行詩』の注解書——「長恨歌」「琵琶行」「野馬台詩」に漢文で注を付けたもの。慶長年間以降古活字版また整版で刊行されている——に説くところと一致する。また【6】玉藻の前退治の一話においても、〈由来〉の章にはある犬追物の由来や玄能法師による殺生石粉砕等の要素を〈龍門袖裡伝〉には欠く。

『董簾抄』〈由来〉の章の編修には、この種の口承伝承をも参照しての肉付けもあったと思われる。【3】の童子が龍宮に得た妙薬の力を借りて栄達する一話や、【4】の狐である母との別れなども、同様にして、新たに加わったものではなからうか。【3】の類話が『臥雲日件録』に載ることはすでに言った。また清明の母を化生の者とする話が、「狐女房」の話型の典型であることも、言うまでもなからう。〈龍門袖裡伝〉に見当たらず、〈由来〉の章にはじめて登場する二話が、民間伝承に近縁を持つことで共通するのも、偶然ではあるまい。〈龍門袖裡伝〉から〈由来〉の章への改編に際して、【6】の玉藻の前説話の修訂をも含め、民話的色彩が強く付加されたもの、とすることができよう。

いままで〈龍門袖裡伝〉をもとに、『董簾抄』〈由来〉の章の形成を論じてきたが、一伝本を対象に、委細を尽しすぎたようである。別本の出現によって、訂正を要することになるかもしれない。なぜのように言うかといえば、実は〈龍門袖裡伝〉が講釈の書留めに即したものと、思われるからである。いわゆるゾ式の文体ではなく、したがって講釈の場の臨場感をそのまま記し留めたという態のものではないが、講釈の書留めを下敷きにした可能性は考えられる。本文を備えずに、注釈のみを記す体裁が理由の一であり、また、次のごとき例の存在することが傍証とならう。

「安部懐中伝曆」の章に、曆道の始原を丁林、司台勘父子に結びつける説話の載ることは、すでに言った。この丁林と司台勘の正体が分からない。そもそも父子が姓を異にすることが不思議である。

ところで、『庭訓往来』三月復状の漢文注に、同じく丁林父子に因む曆の来歴を説くが、そこでは、父子のうち、子の名を「子代観」とする。「子代観」ならば、納得できる。訓読すればヘコ・ヨ・ミンになるから、である。その父丁林の言を記して曆に仕立てたというのも、「曆」を丁・林・曰の三字の合字とする、字謎の言葉遊びだった。〈龍門袖裡伝〉の「司台勘」は「子代観」を音読しての当て字であって、かかる事態が生じたのも、つまりは、知識の吸収に耳を使った結果、と考えることができよう。

もし〈龍門袖裡伝〉が講釈の聞書であったとすると、同時に複数の書留めが存在した可能性があり、それらは筆録者の耳と手の能力により、精粗の差がありえたはず。これすなわち別本を想定するゆえんである。

ただし、他本の出現をもってしても、先の〈由来〉の章との比較検討の論旨が、大きく的是をはずれることはなからう。なぜならば、新出の資料また注釈書であるかぎり、話柄各箇の間に物語的連続性のあるはずはなく、〈由来〉の章のごとく仕立あげるためには、編修を必要とすることにおいて違いはなく、その肉付けとは、〈龍門袖裡伝〉と〈由来〉の章との差以上ではありえないから、である。

その差を、いま、昔話の要素であるとしたのであるが、はたして当たっていたかどうかを確かめるためにも、別本の出現が期待される。

### 3 龍樹菩薩の弟子たち

『篋篋抄』〈由来〉の章に載る曆道相承譚の原形は、〈清明序〉を超えてさらに古く遡ったところに見出すことができる。ただしそれは諺に付随する説話であつたらしい。

清明が道満に殺され、曆道相承の正統が危機に瀕するのであつたが、それは、師の伯道から言い渡された三つの戒

めを守らなかつたからである。『篋篋抄』にそのあたりが、

其後清明帰朝セントスル時、清明ニ伯道ヨリ三ノ制メヲ蒙ムル。一七子之妻ニ意不レ可レ許、二大酒ノ事、三片論、此三ノ制ヲ請帰朝スル也。

とある。三つの戒めのうち、一の妻の裏切りは梨花の不倫、三の片論は道満との頸かけ論として、本文中に具体化されている。しかし、二の大酒の場面は見当らない。

このあたり〈清明序〉にも「句誠此卷、那々子産女意不レ許、千日刈萱一日滅謂乎（句ヲ此ノ卷ニ誠テ、那々ノ子ハ産トモ女ニ意許サザレ、千日刈ル萱一日ニ滅ブト謂カ）」とする。この「七の子」云々に関して、古く、

されば、げでんのりやうじおんぎやうにも、ななの子はなすとも女に心ゆるすなと申縦の有程……

（幸若『景清』）

の例がある。「げでんのりやうじ」とは、仏法に帰依する以前の龍樹菩薩の言、の謂であらう。そして美濃部重克氏が紹介された、龍樹菩薩に關した『五常内義抄』に載る次の一話、また同集に出るところであらう。

第十二、人ハ無益ノ論ヲシ、アラガヒラスベカラズト云ハ、龍樹菩薩ノ外道ノ古ヘ、白道ト云、外法付属ノ弟子有、龍樹万徳ノ秘法ヲ伝フ。知風ト云者有リ、白道ガ弟子ニ成テ、是ヲ伝。白道ガ云ク、汝七ノ子ヲ生ト云共、

妻ニ心ヲユルサツレ、橋無クシテ天へハ上ルトモ、アラガヒヲセザレト云、二ノ戒ヲ持テ、此ノ秘法ヲ教ヘムト云。知風其ノ時持ト云テ、法ヲ習畢ヌ。又提勢ト云者ノ有リ、知風カ妻ヲスカシテ、彼ノ秘法書ル物我ニ見セヨト云。知風ガ妻云、彼ノ法ヲバ、暫モ身ヲ不レ放タ、頸ニ懸タリト云。提勢猶スカシケレバ、知風ガ妻我ガ夫ニ能々酒ヲシイテ、寢入タル時、儉ニ取テ、提勢ニカ、セツ。書畢テ後チ知風ト智慧ヲ諍フ。提勢我モ彼ノ法ヲ知レル由ヲ云ケレバ、知風我ヨリ外此法ヲ知レル者無シ。汝不レ可レ知ト云程ニ、師ノ訓ヲ忘レテ、提勢トアラガヒ堅メテ、互ニ頸ヲカク。其ノ時提勢彼懸タル物ヲ出ス。知風負テ則提勢ニ頸ヲ被レ切畢ンヌ。其ノ骸ヲ葬スル処ニ、白道ガ尋行テ、此ノ由ヲ聞テ生活ノ法ヲ行ケレバ、知風如レ元ノ蘇生ス。白道彼レヲ隱置テ七日ト云ニ、白道提勢ニ遇テ、知風世ニ有リ無キヲ論ジ堅テ、互ニ頸ヲ懸テアラソウ。其ノ時白道知風ヲ取り出ス間ダ、提勢負ヌ。即チ白道ニ提勢ガ頸ヲ切テ、知風ヲ具シテ本国へ返ヌト云リ。故ニ一定ト思ハム事ヲモ、様ゾ有ル覽ト思閑メテ、不レ可レ諍ス。都テアラソイハ、イザセムト云ハ、シレ物ト云リ。勝ツ事ト、不定也、負ヌレバ無ニ面目ト云ヘリ。

外道の龍樹から秘法を相承した白道なる者が、愛弟子の危機を救う話である。この一話の、龍樹を文殊に、知風を清明に、提勢を道満にと、登場人物の名前を入れ替えるだけで、ほぼそのままへ清明序の世界が現前する。妻の裏切り、頸かけ論、生活の法による蘇生等もそのままあり、「白道」「伯道」の一致も偶然でなからう。が、それだけでなく、『叢書抄』へ由来の章における伯道三の戒めのうち、第二の大酒云々の意味が、初めてここで明らかになる。酒とは、梨花にあたる知風の妻が、夫をたぶらかすために使う小道具であった。

『五常内義抄』は儒教のいわゆる仁義礼智信の五常をもつて章段を分ち、その何たるかを仏家の立場から説いた教

訓書、鎌倉時代中期の成立という。無益な論議を戒めた白道とその弟子の一話は、「義」の章第十話に当る。右の引用は、古典文庫三七三所収の宝徳四年奥書本に依ったが、引用にあたって、表記の一部を私に改めた。

これも美濃部氏の指摘されたところであるが、外道龍樹の説話は、

清明と申は秘密真言の棟領、龍樹菩薩の変化也。昔は白道沙門とあらはれ、今は清明といふ博士に生れたり。陰陽の秘術をあながちに執し秘思しかは、二度、さすのみこと成てかゝる賢王の御代に仕給ふ也。

（逸翁美術館蔵絵巻『大江山酒吞童子』）

のごとき俗伝を経由して、『篋篋抄』の世界に繋がりを持つことになるのであろう。

終りに、清明伝承形成の経過を、『篋篋抄』の〈由来〉の章にみる諸要素の整理を中心として、まとめてみることにしたい。

〈由来〉の章を熟読含味するとき、「金烏玉兔集」伝来の経路として、次の三つが混在しているように受け取れる。

- a 伯道から吉備大臣を経由して清明に至る。
- b 安倍の童子龍宮に至って龍王に請う。
- c 清明入唐して伯道より直接授かる。

もちろん吉備大臣を経由して伯道から清明に至るのが、正面に押出された正式なルートであって、それ以外は行間に

ほの見えるだけである。

〈b〉は【3】に、小蛇実は龍宮の乙姫の命を救った礼として、「石匣」をもらい受けた、とあるのみ。これだけの記述から龍宮渡来説を言うのは、いささか強引かもしれないが、『篋篋抄』巻一「宣明曆経注上」に「篋篋」の語を釈して、天竺で「石匣金烏玉兎集」、大唐で「玉匣金烏玉兎集」、我が国で「篋篋金烏玉兎集」と呼ばれた、とする。「石匣」は「金烏玉兎集」を収める容器なのである。それゆえ、伝来のルートとしてあえて加えてみた。〈c〉も【7】の行間から読み取ったところ。【7】の文面を追うかぎり、それと明記した箇所を見出すわけでない。だが、もしこの時に授けられたのでなかったとしたならば、伯道のもとでの三年の辛苦は、何が目的であったと言うのか。〈b〉も〈c〉も、このように深読みをしたうえでの推量である。だが『篋篋抄』を離れ、その原拠の階段を検討の対象とするとき、これは必ずしも当て推量ではない。〈c〉の推測を生む【7】は、その前段階の〈龍門袖裡伝〉にも、もう一つ前の〈清明序〉にも、この入唐時に伯道から「金烏玉兎集」を授けられたと、はっきり書いてある。『五常内義抄』の当該説話も、秘伝の授受が重要なモチーフになっていることは、言うまでもあるまい。〈b〉は『臥雲日件録』所収の古い伝承に龍宮云々の記述がなく、詳細は不明ながら、あえて推測をたくましゅうすれば、「聴き耳」型の民間伝承に不可欠の「づきん（または耳菜）」を欠くところからしても、「石匣」（または「金烏玉兎集」）が筆録の階段で落ちた可能性がなくてないであろう。

ところで、〈由来〉の章の眼目である〈a〉の、吉備大臣の手を経ての伝来という考えの出自はといえば、まことに意外な、そしてあつけない所に捜し求められる。〈a〉は【2】の内に語られる。そして【2】は〈龍門袖裡伝〉の「吉備后胤」という語の語注また『歌行詩』の注釈に基づくものであった。しかし『歌行詩』注釈書は、当然のことながら、「金烏玉兎集」の由来に関して、触れていない。とすると残るのは、〈龍門袖裡伝〉の「吉備后胤」の語



注であるが、これも吉備大臣が囲碁や野馬台詩の考試を受けることは載せるが、大臣が「金烏玉兔集」伝来に一役を担った、とは書いていない。それどころではない、反対に、「非付属ノ次第」と述べ、仲麿と吉備大臣は「金烏玉兔集」相伝のラチ外と、はっきり断っている。「安部博士吉備后胤」の「安部」とは仲麿であつて、清明以前の碩学二人の名をもつて文飾にしただけ、というのが〈龍門袖裡伝〉の解釈である。

そうすると、在唐時中丸赤鬼から受けた恩義に報ずるため、吉備大臣は唐帝から授かつた「金烏玉兔集」を、常陸筑波山の麓に逼塞する中丸子孫に譲つた、という、〈出来〉の章のメインテーマともいふべき曆数書伝来譚は、〈龍門袖裡伝〉から『篋篋抄』へいたる階段での新たな添加、ということになる。清明の光輝ある祖先の「安部」仲麿また「吉備」大臣の逸話として載せる、仲麿赤鬼と吉備大臣による諸文物請来譚に、〈龍門袖裡伝〉の否定に目をつぶつて、「金烏玉兔集」をちやつかり抱き合せてしまったもの、であろう。〈a〉吉備大臣請来説は、〈c〉伯道直伝あるいは〈b〉龍宮渡来という従来の説をあえて抹殺して、例の編修の過程において作り出された、『篋篋抄』の虚構であつた。

編修の手際が拙く、主眼である〈a〉以外に〈b〉とか〈c〉とかの読みを許してしまつたが、このことはまた、〈由来〉の章が出自を違えるさまざまな話柄の寄せ集めであること、したがつて、依拠あるいは参照した先蹤が複数であつたことを、自ずと物語っていることにもなる。清明に関する伝承がここに一まず集大成され、それらを材料に、新たなる清明像が築構された、ということになる。ここに誕生した、実伝とは大きく隔たつた清明像は、近世に入つて、特に文芸の世界において一人歩きを始めるが、それはまた、機会を改めて述べることにしたい。

### 第三章 『篋篋抄』の説話

『篋篋抄』は〈信田妻〉の原話を載せる書物として古来有名である。しかし、それだけを言って済ませてしまいうけには、いかない。数々の説話を、中世的注釈書の通例として、随所にちりばめているからである。それら魅力的な説話を紹介するとともに、いかなる書物と関連を持つかについて、考えてみることにしよう。それはまた、安倍の童子の物語が、いかなる性格を持つかに、見極めをつけることでもある。

## 1 仏神の説話

清明一代記が、達意を計って『篋篋』の語注に添えられた、例話を綴り合わせることによって成ったことを言ったが、『篋篋抄』また〈龍門袖裡伝〉に劣らず達意は計るために説話を大いに利用する。〈由来〉の章を離れても、巻一「宣明曆経注上」から巻五「文殊囉宿経」まで、ますます頻繁であり、例えば、「天文」の語に派生した、漢代の隠士嚴光が、竹馬の友光武帝の内裏に招かれ、その胸に足をあげて寝た夜、五方の星が運行を乱したという説話（巻一）、「鴛鴦」の語に派生した、畠に掲げておいた妻の姿絵を風に飛ばされる絵姿女房譚（同）、「帰亡日、往亡日」に派生した、武蔵の石碓が唐国へ渡って鉄破に力比べを挑み、兩人とも立ち死をする説話（巻二）等々、多彩である。『篋篋抄』に利用される説話を通観してみると、仏法神道に関わりを持つものが多いことに気づく。とくに巻三「三宝吉日」「神吉日」に集中することは、その標題のしからしむところとして当然ながら、ディテールにいたるまでが詳細であって、やはり特異なものとすべきであろう。この点について、まず初めに、『篋篋抄』の注解が、仏教的な説明に熱心であることを、実例に即して明らかにしておきたい。

『篋篋』巻一初めに、牛頭天王が南海娑竭羅龍王の龍宮に赴き、頗梨采女を嫁娠しての帰路、広達国の巨大大王の城を攻める場面がある。命を受けた八王子は、百千そこばくの眷属を率いて攻撃する。その箇所『篋篋』の記事は、

于レ時八王子等各（く）相手ニ卒ソツ①四衆②八龍等ノ百千若干眷属ヲ、上ニ著シ瞋恚シ、手抱ニ降伏ノ、③神通弓ニ、④飛行矢ヲ、刀杖ヲ限ル。⑤干戈交レ色ヘ、已ニ⑥令レ蜂ヲ起セ彼国ニ。

である。このうち、右肩に数字を付けてみた字句に『篋篋抄』で語釈が加えられているが、それぞれの語句に施される注解の分量を、『篋篋抄』寛永六年菊屋版の行数によって示せば、

- ①「四衆」——9行 ②「八龍」——26行 ③「神通弓」——5行 ④「飛行矢」——6行  
⑤「干戈交レ色」——1行 ⑥「令レ蜂ヲ起セ彼国ニ」——1行

であって、とくに②「八龍」が、①「四衆」ともども、アンバランスともいえる長行になっていることに注目させられる。

②の「八龍」に加えられた注解は

八龍ト者、一ニ難陀龍王、此ヲ歛喜ト翻ス。二ニ跋難陀、善歛喜ト翻ス。此ノ二龍兄弟也。而ニ時時雨ヲ降シ、能五穀ヲ増長シ、常ニ摩訶国ヲ守護ス。故ニ摩訶国王一年ニ一度ヅ、齋会有テ、彼二龍王祭ヲ給ト云々。彼国ノ土民是ヲ聞テ喜フ故ニ、爾ヲ翻也。惣而仏說法ノ会ニ来テ必聴聞スル也。或記ニ曰、目連ノ曰、世尊既ニ無量ノ大衆ノ為ニ説法シ給ニ、汝等カ如ノ形無レ之ト有ルニ依テ、容顏美麗ノ形ニ変シテ来リ、聴聞スト云々。三ニ娑伽羅龍

王、此ハ海ト翻。此龍常ニ大海ニ住故ニ海ト翻ス。四和修吉龍王……

『篋篋抄』卷一)

のごとくである。長文にわたるので、中途以下を省略した。

ここに書かれているのは、八大龍王を漢語に何と翻訳するか、の説明である。難陀 (Nanda)、跋難陀 (優波難陀、Upananda)、娑竭羅 (Sagara) 等を、それぞれ歡喜、善歡喜、海と漢訳する来由を述べた、翻訳名義説話である。

ところで、曆数書の注釈である『篋篋抄』に、「八龍」のかくのごとく詳しい説明が、はたして必要であろうか。

引用を省いた箇所ではあるが、「八龍」の条の終りに、「此四衆八龍、頗梨采女ノ御供ノ龍神也ト云々」との断りを加え、牛頭天王の後頗梨采女の従者に当てて『篋篋抄』の本文に沿わせようとする配慮が施されている。しかしこれは、その場限りの遁辞でしかない。なぜにとやうに、頗梨采女を「八龍」の一である娑竭羅龍王の第三女、とする『篋篋抄』本文の人物設定に違背するから、である。

しからば、「八龍」に関するこの長口説は何なのかといえ、実は、他書からの丸取りの借用なのである。右の引用は、たとえば、天台宗江州柏原談義所系の法華經注釈書の、次のような行文に、ほぼ重なる。

一八龍之事一 難蛇龍王、此云歡喜也。二跋難蛇龍王、此云善歡喜也。此二龍兄弟也。時時雨降能五穀令熟熱常守摩訶陀国也。依之彼国王季一度齋会儲、彼二龍祭也。彼国百姓等聞之各歡喜故龍名歡喜云也。仏誕生時、此二龍来、口出湯水。ウフ湯アヒセ奉也。惣仏説法砌、必来臨聽聞也。サテ仏処来时事、記云、目連云、世尊今為无量大衆説法也。莫化汝形。龍曰、如是乃作端正人云々。龍本身見諸人恐怖故、彼形改容儀端正人反化来也。三娑伽羅龍王、此云海也。此龍住大海故從住処名海也。四……

『叢書抄』と『法華經直談鈔』との、「八龍」に関する記事は、このようにして関連の密なさまを示すのであるが、そこから両書を直接結びつけるのは、短絡的に過ぎる。なぜならば、『法華經直談鈔』からの右の引用とほぼ一致する同文が、同じく天台系の法華經注釈書である『鷲林拾葉鈔』卷三第八段に見出されるから、である。それゆえ、『叢書抄』の「八龍」の注釈は、『法華經直談鈔』や『鷲林拾葉鈔』に類する法華經の注釈書に依ったもの、とするのが正しいであろう。なおついでながら言えは、②「八龍」のみでなく、①「四衆」の語釈も、『法華經直談鈔』で「八龍」に並んで記される「四緊那羅事」の行文とほぼ重なる。

法華經注釈書との関連が集中的に見られるのは、『叢書抄』卷三14「三宝吉日」の条である。これは、仏菩薩にかかわる十七箇日を上中下の三吉日に分けて集成したものである。注釈が仏教的色彩を帯びるのは当然のことながら、そう言うて済ませられない、特異な傾向をも示している。『叢書抄』の十七箇日それぞれについての注釈と『鷲林拾葉鈔』『法華經直談鈔』との重なり合いを示せば、次のごとくである。

三宝上吉日

『拾葉鈔』

『直談鈔』

※丙寅 舍利弗誕生日

二一五九

一末 22 I 118

※壬午 祇園精舎造立日

庚寅 釈迦檀特山入日

甲午 釈迦成正覺日

丁酉 迦葉授法日 二一 45

己酉 目連神通第一名譽日 二一七 52 一末 24 I 127

中吉日

※丙寅 阿闍世王成仏弟子日 一五〇 466

三一九 88 二本 44 I 218

※丁卯 妙莊嚴王詣仏場日 二四一 709

六 一四 186 三末 13 I 487

※庚辰 曼荼訶女成福報光明女日

癸酉 吉祥天女誕生日

下吉日

※庚午 普明王遁殺害日 一 二六 35

丁丑 雪山童子蓮華化生日 一末 9 I 85 三末 23 I 506

※辛巳 大施太子蒙摩尼珠日 一五 一七 483

※戊寅 波羅奈國王成十六大國尊主日 二末 15 I 271

※丙午 尸毘大王顯釈迦日 二末 9 I 263

※辛亥 鹿王成獅子王菩薩日

(注)『拾葉鈔』は『鷲林拾葉鈔』の略、「二一五49」は第二卷第五話で『日本大藏經』(旧版)法華部

書疏三の四十九ページ所収を意味する。『直談鈔』は『法華經直談鈔』の略、「一末22 I 118」は第一末卷第二十二話で臨川書店影印版第一冊一一八ページ所収を意味する。※印は、注解の一部あるいは全部が〈龍門袖裡伝〉と重なることを示す。

このすべてが「八龍」の例に見たごとく、全文が重なり合うという密着度を示しているわけではない。上吉日「丁酉 迦葉授法日」の場合、①拈華微笑のこと、②大亀氏と翻するいわれ、③飯光と翻するいわれ、④畢鉢羅と称するいわれ、⑤因位るとき麦飯供養のこと、⑥同じく箔仏再興のこと、の六段落より成り、①が標題の迦葉授法のことを言い、②以下が彼の翻訳名義、あるいは前生の功德を述べる。そのうち、②から⑥までの内容が『鷲林拾葉鈔』や『法華經直談鈔』と関わりを持つ。またその関わりも、細部までが一致、あるいは共通するというわけではない。たとえば、⑥に相当する『法華經直談鈔』所収の一文は、つぎのようなもの。毘婆尸仏滅後、雨露にさらされて朽ち果てようとしている仏像を、「菜摘水汲」むたびに悲しんだ下女が、箔打ちと夫婦になって修復の志を叶え、その功德に九十一劫の間富家に生まれ、身に光明を備えた――と。これに対し『蠶簾抄』の⑥は

（迦葉は）身ヨリ放光明也。他ノ下女ノ水汲ト談シテ、薄仏再興ノ故也。

と短い。これは『法華經直談鈔』の一文のうちから、下女・水汲・薄仏・再興などの語を摘んで綴り合せてみたものの、簡略に過ぎて舌足らずの一文をなしてしまったものとみなし、関連を認めた。

同様にしても関連を認めるとき、②の

昔仙人ノ時、学道ノ処へ老年ノ龜負ニ八卦ヲ来ル。仙人ガ見占、陰陽ニ達ル故ニ龜氏ト云。

の「仙人」は「先人」で、先人（先代）の修学中、龜が仙凶（仙凶ハ八卦也）と注するを背負つて現われたことがあり、迦葉の一族はそれゆえ龜氏を称した、の謂と理解されたり、③の迦葉の翻訳名義「飯光」が「飲光」の、④の父の名「迦毘羅」が「迦毘羅」の誤記と気づいたりする。

また上吉日「丙寅 舍利弗誕生日」も、①叔父を長爪梵士と称すること、②長爪梵士スズメを握つて仏所に推参すること、③舍利弗の翻訳名義「珠子」「驚子」のいわれ、の三つのうち、①と③とは法華經の注釈書に、一部訂正を要する（鉄腹外道を長爪梵士とするが、舍利弗の父優波提舍の誤り。『法華經直談鈔』に「父優波提舍云五天竺第一論義者也。吾余多物知故、腹破云鉄以其胎卷。故名鉄腹外道也」）ものの、ほぼ同文を見出すが、②はなく、へ龍門袖裡伝の当該箇所同一記事を見出すのである。

さらに『鷲林拾葉鈔』や『法華經直談鈔』と齟齬する行文をも見出す。『簠籩抄』は中吉口「丙寅 阿闍世王成仏弟子日」に、提婆の教唆で父の頻婆娑羅王を殺し、母の韋提希夫人をも殺そうとした阿闍世王の悪逆を述べるが、その前に、マクラのようにして、王が酔象を放つて釈迦を殺そうとした一話を添える。『鷲林拾葉鈔』も『法華經直談鈔』もこの両話を並べて掲げるものの、象を放つた者を、阿闍世王ではなく、提婆自身とする。阿闍世王を唆して父母殺しをさせようとしたこと、酔象によって釈迦を滅ぼそうとしたこと等をもって、提婆五逆の内とするところからである。それゆえ、阿闍世王が象を放つたとする『簠籩抄』の記述は、誤解かとも思われるが、それもおそらく正しくあるまい。天台大師智顛の『妙法蓮華經文句』に提婆の五逆を釈して「教闍王放酔象闍仏」とし、これもま



た提婆に唆かされての阿闍世王の所行とするところからである。『董簠抄』のこの一節は、『鷲林拾葉鈔』や『法華経直談鈔』とは異なった所伝に従ったものであろう。しかしこれとても、法華経の注釈に付随して語られる説話であったことは間違いないまい。

『董簠抄』の内に見るこれらの説話は、法華経の注釈書にのみ特有なものではない。たとえば、大施太子が龍宮の摩尼珠を得るため、蛤貝で大海を汲み干そうとすること（下吉日「辛巳」）とか、妙莊嚴王が淨藏、淨眼の二王子にあざむかれて仏弟子となること（中吉日「丁卯」）など、どの一話をとっても、説話として特別なものではない。しかし、たとえば、この二話の『三國伝記』に載るところを比較の材料に採るとき、辞句や表現の類似は、『鷲林拾葉鈔』や『法華経直談鈔』とは較ぶべくもない。ここに改めて直談という天台系の注釈書との関連の密なることを言うべきであらう。

「三宝吉日」は仏菩薩に因んだ吉日であったが、神明に因む吉日が、「神吉日」であって、同じく上中下の三吉日に分れる。「三宝吉日」同様、それぞれの条の注釈を敷衍して、素戔嗚尊の出雲における大蛇退治（「神上吉日」）、青龍王に交會を迫られる神功皇后の話（「神中吉日」）、さらに（龍門袖裡伝）にまで、範圍を拡げるなら、菅公左遷は醍醐天皇後の愛顧を蒙ったがゆえとする話など、興味深い説話の開陳がある。その多くが、「三宝吉日」の場合と同じく、基づくところを持つものと思われるが、いまだ詮索の成果を得られない。

ただし、どのような方面にその淵源があるかの、おおよその見当は付くものようである。たとえば、孝謙天皇と道鏡の艶聞を語る説話（「中吉日」）がある。この一話は現代にいたるまであまねく世上の知るところであるが、『董簠抄』と細部に至るまで類似する点において、次に載せる例に匹敵するものを知らない。いささか長くなるが、両者を並べてみよう。

孝謙天王涅槃經ノ女人不成仏ノ文ヲ見、設ヒ女房成共心ノ向ケ様ニ依テ成仏ノ義モ可有、仏ノ誤也トテ大ニ腹ヲ立、彼經ニテ女根ヲ拭テ捨給。此罰ニ依テ彼開広、成合物ノ無ニ天下ニ故ニ、勅使ヲ立大閤ヲ尋、丹羽ノ弓削ノ里ニ道鏡法師ト云者、此生ニ天帝王ニ成度念望ニテ、愛染ノ法ヲ三年行シテモ不レ叶トテ、本尊ニ小便ヲ仕掛タリ。此罰ニ依テ大閤ニ成。勅使弓削里ヲ通見給、畠ヲ打者背ニ物ヲ負、小キ笠ヲ著テ有。勅使思食ケルハ、何トテ畠ヲ打ナガラ人ヲ負タルゾト思近ヨリ見給ハ、大閤ヲマタヨリ後ヘ引廻、負タリ。勅使大ニ悦ビ急、召テ都ヘ参ルニ、孝謙天王寵愛不レ斜故ニ、大政大臣ニ成シ給也。道鏡思様ハ、逆ノ事ニ王ニ成給エト望ム。孝謙如何ト思食、此事ヲ公卿大臣ニ問給ヘバ、……………

〔『篋抄』卷二「神中吉日」〕

摺鞍ハ孝謙天王ヨリ始レリ。彼王ハ女王ニテ御座ス也。大集經ニ云、所有三千界男子諸煩惱、合集為一人女人之業障ト云文ヲ見テ腹立シ、經引破リ開ヲ□捨給フ其過ニヨリ開俄広ク成テ、世間ニ相程ノ閤ナシ。勅使ヲ立国土ヲ尋ルニ、爰ニ近江国弓削ト云在所ヲ勅使通給フニ、田ノ草取入道笠ヲ二ツキタリ。勅使不審ニ思ヒ問ケレハ、入道申様、我物長ク太ケレハ、如此背ニ廻シ、アタマニ笠ヲ着セテケリト云云。是モ過去ノ業因ニ依テ也。サレトモ愛染明王法ヲ折故ニ内裏ヘ参、道鏡法師ト名乗、孝謙天王ニ渡リ相フ。後ハ王ニ成ケル。彼孝謙道鏡ト相給フ時ハ、天地モ動トワメキ給フ故ニ、公家殿上人ノ細工ニ、摺鞍ヲコシラヘ打タ、キ鳴テ彼事ヲ紛ラワスト云云

(天理図書館蔵『庭訓私記』七月往状)

『庭訓私記』は『庭訓往来』の注釈の一つで、天正十年の書写奥書を持つ。室町期に伝本の多い漢文注(『庭訓往来

註）とも、元和寛永古活字版ほか版種数多の仮名抄（『庭訓往来抄』）とも違った特異な内容を持ち、天理図書館のほか、東大史料編纂所にも一本を蔵する。<sup>①</sup>

『篋篋抄』では、「神中吉日」の条に、神功皇后が宇佐八幡に初めて奉幣した庚午を吉日とするいわれの説明があり、さらにそこから派生した、和氣清麿の神託奏請一件のうちに語られる。

この一話、『日本靈異記』『宝物集』『古事談』等の諸書に載せ、あまねく知られるところながら、女人の業障を説く経文に孝謙天皇の立腹する箇所、また田を打つ道鏡法師の風姿の描写などが、これほどまでに露骨でおおらかな例は、他にあるまい。『塵添壙囊抄』（巻十九「神護寺事」）『八幡大菩薩御縁起』の一本などに、同じく「所有三千界男子諸煩惱、合集為一人女人之業障」の文を引き、この経文をないがしろにした咎めにより、称徳（孝謙）天皇がにわか淫心を起こしたまうとする類例を見るものの、その表現は、はるかに慎重深い。『篋篋抄』『庭訓私記』両例、類似の色濃いことを言うべきであろう。

ただし、細部にまで立ち入るとき、經典を「涅槃経」「大集経」と違え、道鏡の生国が丹波、近江と齟齬するなどの不一致のあることも見のがすべきではない。『篋篋抄』『庭訓私記』の孝謙道鏡説話は、直接の関係にあるのではなく、ともに中世の注釈書に源を発し、一方が宇佐八幡の縁起に関して、他方が摺鼓の由来の説明に用いられている、と考えるべきものであろう。

## 2 仏神の説話——続

『篋篋抄』に載る仏神の説話が、『法華経直談鈔』や『庭訓私記』に類話を見出し、中世の注釈書の世界との関わりの深さを示していることを言ったが、その方面に対する詮索とともに、『篋篋抄』以前の曆数書のたぐいにおける実

態にも、目を向ける必要があろう。

『篋篋』にⅠ類、Ⅱ類の系統があり、さらに、そのいづれにも属さない一類のあることは先に言つた。東北大学附属図書館蔵の永禄二年書写本またこの類で、「三宝吉日」「神吉日」（いづれも卷八）のほか「吉凶神吉篇之夏」（卷五）に別伝を載せ、未整理の観を免かれない。古態を存しているものであり、『篋篋』また『篋篋抄』に採り上げられずに消え去つて行つた記事が残存しているか、と考えられる。その内から、興味の持たれる説話の一、二をここに紹介してみることにしよう。

(一) 乙巳 曾奥州衣川庄有長者。悪行甚行也。雖<sub>レ</sub>然有<sub>ニ</sub>独娘姫<sub>一</sub>。容顔美麗而無<sub>レ</sub>比也。常州鹿嶋大明神下<sub>ニ</sub>向奥州<sub>一</sub>令<sub>レ</sub>使<sub>ニ</sub>長者<sub>一</sub>常乘<sub>レ</sub>馬刈<sub>レ</sub>草。爰達穀岩屋中有<sub>ニ</sub>鬼驚<sub>一</sub>。云<sub>ニ</sub>鬼鹿毛<sub>一</sub>。以<sub>ニ</sub>鉄索<sub>一</sub>縛<sub>レ</sub>之。食<sub>レ</sub>人<sub>一</sub>乍也。然長者彼明神令<sub>レ</sub>顧<sub>ニ</sub>此馬<sub>一</sub>。明神加<sub>ニ</sub>持<sub>レ</sub>此馬<sub>一</sub>常乘<sub>レ</sub>之遊戯。然<sub>ニ</sub>長者娘姫奉<sub>レ</sub>昵<sub>ニ</sub>彼明神<sub>一</sub>三歳<sub>ニ</sub>生<sub>一</sub>一子<sub>一</sub>。長者成<sub>ニ</sub>奇異思<sub>一</sub>。兩人奉<sub>ニ</sub>追出<sub>一</sub>給故、夫婦乘<sub>ニ</sub>鬼鹿毛<sub>一</sub>至<sub>ニ</sub>常陸国<sub>一</sub>汲上浜汲波築波山造始、夫婦神男体女体現給。鬼鹿毛即馬頭観音是也。又夫婦御神鹿嶋香取兩社は也。常陸帯口伝可有<sub>レ</sub>之者也。浮洲明神御太子也。此日嫁姫結婚等尤可<sub>レ</sub>用<sub>レ</sub>之。又築波山建始給事、壬午日也。尤可<sub>レ</sub>用地。鹿嶋立始事、庚午日也。香取社立始事、庚子日也、可<sub>レ</sub>知<sub>レ</sub>之也。

(二) 辛寅 曾和朝則強人三人有<sub>レ</sub>之。兄弟人也。成伴欲<sub>レ</sub>見<sub>ニ</sub>山海恐驚者<sub>一</sub>。于時美濃国立鬼群鬼口云所<sub>ニ</sub>寔化妖者<sub>一</sub>生。取<sub>レ</sub>人甚也。厥里人未<sub>レ</sub>住覺、彼三人兄弟相伴至<sub>ニ</sub>彼里<sub>一</sub>。有<sub>ニ</sub>一窆<sub>一</sub>。暗々<sub>トシテ</sub>无<sub>ニ</sub>底墓<sub>一</sub>。見太郎殿望<sub>ニ</sub>彼窆中<sub>一</sub>鬼一口食覺、是辛寅五墓日故也。其後撰<sub>ニ</sub>一件吉日<sub>一</sub>、相殘兩人兄弟相伴又至<sub>ニ</sub>彼所<sub>一</sub>。遷<sub>ニ</sub>此窆中<sub>一</sub>、以<sub>ニ</sub>藤葛<sub>一</sub>就<sub>レ</sub>腰三郎殿遠々<sub>トシテ</sub>下向<sub>ニ</sub>平<sub>一</sub>患鬼<sub>一</sub>伏<sub>ニ</sub>強敵<sub>一</sub>。爰稍徘徊<sub>トシテ</sub>有<sub>ニ</sub>一<sub>一</sub>号<sub>ニ</sub>狗国<sub>一</sub>。此界人同也。有<sub>ニ</sub>室中<sub>一</sub>立入時、如<sub>レ</sub>狐妃女<sub>一</sub>

无レ類形貌也。彼神糸ニ愛寵思ニ之ニ昵伴ニ之ニ如レ元還飯。彼女我國忘レ鏡迎ニ三郎殿一立飯至ニ其國一。于時次郎殿彼女昵ニ切葛放覺レ可レ飯便无シ。飯ニ猪鹿一厭ニ米穀一三歲ニ畢シ。我國来元美女心不レ違イ貞女ニ不レ昵ニ次郎殿一。三歲迄待給覺故、夫婦好ヨシ深今ク諏訪現ニ兩社一熱昵好深ニ成ニ比翼海老盟一此日趣故也。嫁娘用レ之ヲ、祭祀信レ之。

送り仮名、振り仮名等を底本のままとし、表記を通行の文字に改め、句読点を私に補った。

(一) が説経の『小栗』に、(二) がお伽草子『諏訪の本地』あるいは『神道集』巻十に近似することは、一読明らかであろう。だが、焼き直しと言って済ませてしまいうわけにもいかない。たとえば(一) がもし『小栗』に構成を借りて、主人公の名を鹿島大明神に替えただけのもの、としたならば、奥州衣川の「悪行甚シキ」長者が登場し、鬼鹿毛が「達穀岩屋」に飼われていることの説明を付けにくい。奥州衣川に近い達穀窟に因む「悪行甚シキ」ものは、坂上田村麿伝説に言う悪路王（阿黒王、悪楼王、悪来王等とも）のことではないか。そのような飛躍がなぜ許されるのかといえ、同書の巻第八「神上吉日」に、次のような記事を見出すところからである。

壬午 鹿嶋大明神為阿久留王退治ト下ニ東海ノ汀ニ向ニ北方ニ構イ陳屋ニ東北方ノ鬼門ヲ関ズ日也。

この記事は、通行の『篋篋抄』すなわちⅡ類本系にもあり（巻三「神上吉日」）、「アクル王」と訓読される。「阿久留王」すなわち悪路王であって、鹿島大明神が奥州衣川庄の長者の姫に親昵する話と、阿久留王退治に向かう話との二つは同単に出るもの、とせねばならないであろう。

そう考えるとき、(一) で鹿島大明神が悪徳長者の姫に接近を試みるモチーフは、小栗判官が横山殿の娘照手姫と

契りを結ぶことを思い起こさせるとともに、田村麿が悪鬼退治のために、敵方の鈴鹿御前（お伽草子『立烏帽子』では、あくろ王の妻の立烏帽子）と通じたことに思いが到る。田村麿伝説と小栗判官の物語がモチーフを多く共通させることについて、すでに先人の指摘があるが、この観点に即するとき、（一）の鹿島大明神の垂迹譚に因む乙巳吉日の説明は、説経『小栗』の焼き直しではなく、むしろ、小栗・田村麿伝説の母型ともすべき、古い伝承の残痕、ということになるうか。もう少し追及してみるに価するものようであるが、残念ながら、ここにそれを述べる余裕がない。

論を（二）に移す。誤字や漏脱があるらしく、意味の通じない箇所をなしとしないものの、これが『神道集』やお伽草子でおなじみの諏訪大明神の本地譚であることは言うまでもあるまい。兼家系、諏方系二種あるうちの前者に属する。

ただし、よりこまかな点までをも比較の対象とするとき、おのずからなる相違も、また浮かび上がってくる。たとえば、兼家すなわち三郎殿を近江の甲賀地方と関わらせないこと、地底国の姫実は三輪山の神という設定をとらないこと等、である。そしてこの二点こそ三輪山信仰と諏訪信仰とが併存して、『諏訪の本地』という作品に混乱を与えている根源であった。その二点を欠くのが、もし省筆のしからしむるところでなかったならば、（二）に述べられるところは、これまた通行の『諏訪の本地』の原型であった、ということになるかもしれない。

以上、『籠篋』の一本にたまたま見出した片々たる記事をもとに、大胆な推測を加え過ぎたきらいがある。多々問題をはらむ小栗伝承や諏訪の本地譚に、これ以上の臆説を加えることは慎むべきであろう。ここではむしろ、『籠篋』という暦数の書が、始源の段階にあって、すでに物語性の色濃い説話と結びつく傾向の著しかったことを指摘するにとどめよう。このことは、狐の子清明の物語が『籠篋』の世界の内にはぐくまれたことと、けっして無縁ではない。

なお、『三國物語』（寛文七年刊）に、『簠簋抄』と細部に至るまでを一致させる説話三例（巻一3、巻二1、巻四9）を見出すが、これは『簠簋抄』を丸取りに利用したものである。

### 3 宇布絹の鎧

『簠簋抄』には、辞句の注解を助けるために援用されるもののほか、もう一種の説話が載せられている。『簠簋』の伝来を説く〈清明序〉や牛頭天王の頗梨采女嫁姫譚などがそれで、単なる挿話に終ることなく、物語的結構を備えた長編を成すことにおいて、辞句注解に添えられる例話と一線を画する。

第五巻の巻末に置かれた「五帝龍王戦之事」も、後者すなわち叙事的な説話の側の例に、加えることができる。例によって長くなりそうであるが、およそ曆数書らしからぬ物語的結構の妙に免じて、引用をお許し願うことにした。

一番、青帝青龍王 二番、赤帝赤龍王 三番、白帝白龍王 四番、黒帝黒龍王 五番、黄帝黄龍王。

右此ノ五人ノ内、前四人ハ男体ニシテ四氣ヲ領給事余ニ如謂。爾ニ今謂所者第五黄帝黄龍王、后金吉女ヲ懐妊ノ時節、盤牛他界ニ移ラントシ給時、金吉女胎内ノ子ニモ譲ヲシ給ヘト有故ニ、サラバ譲ラントノ給、必ズ胎中ノ子者女子ナルベシト思召シテ、一ニハ八尺ノ懸帯花方方ヲ結也。二ニハ五尺ノ髮仏菩薩ノ花カヅラナリ。三ニハ花方ノ唐ノ鏡ノ七十面、八角ニシテ八方ヲ見ル也。四ノ眉間赤ノ劍、是ヲ娑縛賀ノ劍共云。五ノ初生衣ノ鎧、是ヲ宇浮絹ノ鎧共云、百歳ノ人著テモ二三歳ノ人著テモ似合鎧也ト云云。已上此五ツヲ譲給ト云云。

姫宮生長シテ思召様ハ、我独リ処領無シトテ、先第一ノ王子ヘ云様ハ、何モ処領配分有リ。我ニモ割分給レト

有ケレバ、太郎ノ王子曰、我ハ春三月ヲ譲リ得ナガラ草無ノ時ノ事ナレバ叶イ難シト云給。其後第二ノ王子ニ所望有ケレバ、是モ夏三月ヲ譲リ得青草時ノ事ニシテ叶ヒ難シト有レバ、其後第三ノ王子ニ所望有レ共、舎兄達サヘ分給ハザルニ争カ我等ハ進スベキト仰有レバ、第四ノ王子へ所望有。是モ冬三月ノ雪霜ノ時分ナレバ分与ル事有間敷ト有レバ、妃宮ノ思食スヤウハ、サテハ腕次第ニ給リ置ントテ、鎧劍ハ譲リ得タリ、扱口無シトテ、歳徳徳合等ノ四十八人ノ王子達ヲ上首トシ、百千若干ノ眷属ヲ引具シテ、シント河ノ辺リニ陳ヲ取。五郎ノ王子モ打立、ハクシユ恒河ノ辺リニ魚鱗鶴翼ノ陳ヲ取ル。互ニ勝負ヲ決セント擬シテ、鬪諍局リ無。去ル程ニ、ハクシユ恒河ニ血ノ流ル事限リ無。

然ル間、天ノ帝釈此氣ヲ見合テ、文前博士ニ仰テ占セシム。件ノ義ヲアリ、ト占ヒ得キ。其ノ後帝釈ヨリ文前博士ヲ遣シ扱、其太郎ノ王子モ十八日分給バ、又二郎ノ王子モ十八日分給ハン、三郎ノ王子モ四郎モ同ク分給ヘト扱ヲナシ給ニ依テ、五帝龍王何モ七十二日宛也。五人ニ何モ等分ニ扱キ。

然ト雖モ妃宮仰有様ハ、我レモ月ヲ給ランニハ無事ニ成シ難キト怒給故ニ、小ノ月ノ浮キ日ト滅日ト没日ト、此ノ三取合テ三年ニ一度ノ潤月ト号シテ、黄帝黄龍王へ進給故ニ、和睦有。妃宮ヨリ文前博士ニ今度ノ礼トシテ千金ヲ出セ共取ラズ。我ニモ日ヲ給レト有ニ依テ、四土用ヨリ三日宛ノ日ヲ問日ト号シテ取給。

青帝青龍王、赤帝赤龍王、白帝白龍王、黒帝黒龍王と敵めしい名を持つものの、妹に一方的に押しまくられてしまう四人の兄たちの姿は、ほほえましい。彼らとは对象的に、姫宮こと黄帝黄龍王は、直情径行型の女丈夫、哀願むなしく退けられるや、たちまち実力に訴え、五分という和解案を引出し、もうひと押しとばかりに威嚇して、閏月獲得という余禄を手にするが、術策にはまって、戦果の一部を吐き出させられる。加えて、もう一人、盤牛王遺児の争い



に参入して、濡れ手で粟式に曆日を領掌してしまふ文前博士文殊の老臉さ——登場人物の性格と行動が描き分けられて、一話の物語性を盛り上げる。

この一話には、さらに、後日譚が付随する。「五帝龍王戦之事」に続く「宇布絹ノ鎧之事」がそれ。

一、宇布絹ト者、天竺テ漢馱<sup>カシゲ</sup>ト云者盗人也。天竺ヲ追レテ大唐ヘ来ル。又大唐ヲ追レテ日本ヘ来ル。女ヲ一人具シテ来ル。其レ美女也。彼ノ女ヲ八幡太郎ニ進ズルニ依テ、ムコ引出物ニ宇布絹ヲ八幡太郎ヘ奉ル。而シテ平氏出張シテ源氏ヲ滅ス時ニ、平氏彼ノ冑ヲ取テ、重宝トシテ、清盛持レ之。清盛ノ女メニ位ノ尼八十代高倉院ノ妃ト成リ給時、源氏出張シテ平家ヲ押詰ル時、二位ノ尼八十一代安德ヲ具シテ鎮西ヘ逃ゲ給時、三種神祇ヲ取テ逃ル。シンジヲハ尼持レ之。宝剣ヲバ王子持給。内侍処ヲバメノトノ女房持レ之。源氏ノ兵ノ押詰ル時、尼ト王子ハ左右無ク海ニ入。女房ノ入海ノ時、裳ヲ船ニ射付テ見ルニ、内侍処見ヘタリ。依テ海底ヲ尋見ルニ、シンジ計有。宝剣ト鎧無レ之依テ、日本ニ失タリ。

かくてこの一話は前後半に分れるが、宇布絹の鎧来歴譚として首尾は一貫する。宇布絹とは、「源太が産衣」とも呼ばれた源氏の重宝。源太は八幡太郎の幼名で、胸板に天照太神と正八幡を鑄出し、両袖に藤の花房を感してあった、という（『平治物語』上「源氏勢汰への事」）。

『篋篋抄』が載せるこの来歴譚の出所は、軍記物語や故実書のたぐいではない。出所詮索の鍵は、説話自身の内にある。この一話は、宇布絹の鎧の来歴譚であるとともに、四季の土用、土用の間日の日数などの説明になっていることにも気づくはず。つまり、曆象の所以を説く説話でもあった。そして、実は『篋篋』の一本に存する、次のごとき

本文（原文は漢文）を敷衍したものである。

第五ニ盤牛大王星ノ宮ト和合ス。辰ニ〔星ノ〕宮胎〔娠〕ス。爰ニ盤牛王巳ニ五大ヲ究竟セント欲ス。粵ニ星ノ宮ニ対シテ宣給フ、春夏秋冬ノ四時ヲ四人ノ王子ニ与フ。此ノ度盤牛端生ノ王子ハ、男子成リ共女子也モ、之ヲ得ベシ。八尺ノ懸帶、五尺ノ鬢、八ツ花形ノ唐ノ鏡七面、宇布絹鏡、沙婆訶ト云劍等、法藏ノ内ニ納テ残シ置キ給フ。然ルニ十月ヲ満足シテ女子ヲ誕生ス。彼ヲ天門玉女妃ト名ク。是則黄帝黃龍王也。然シテ堅牢大地神王ニ妻愛シテ四十八人ノ王子ヲ〔產生ス〕。其王子ト者……〔中略〕……右是ノ如ク四十八王子ヲ產生スト雖モ、方寸ノ地ヲ持ザルニ依テ、定ル住処無シ。故ニ忽ニ女子ノ相ヲ轉ジテ男子ノ相ト成リ、黄帝黃龍王ト号シ、四十八王子同ジク一千人ノ郎等ヲ召シ具シ、然而百千若干ノ眷族ヲ〔領シテ〕、恒河ノ源沙羅双樹ノ下ニシテ、四大龍王ニ対シテ謀叛ヲ企ツ。一七日ノ合戦シ給フ時ニ、恒河ノ流盛ニ血ト成テ下タル。文選博士之ヲ察シテ、恒河ノ源ニ諸神ノ論諍ヲ留ム。十八四土用ヲ集テ七十二日ヲ成シ、五帝龍王等ク領知シ給フト云々。其ノ時文選博士ニ四土用ノ間日ヲ与フ。

『叢書』卷二5「七箇善日」の全文である。天理吉田文庫蔵〔楊憲〕本を底本に、一部書陵部蔵続群書類従原本を用いて補い、『叢書抄』の片仮名交り文に合わせてみるために、その訓読に従って書下し文にしてみた。両者を比較してみると、漢文、漢字片仮名交り文という違いをこえて、『叢書抄』の構文が物語的であり、登場人物がはるかに躍動的である、とすることができよう。

土用と土用の間日のいわれを語る右の一文は、『叢書』のⅠ類本だけに存在する。Ⅱ類本には、黄帝黃龍王が堅牢

大地神王に嫁して四十八王子をもうけたこと、四季の土用七十二日を領掌すること等を、簡略に記すのみ。またⅡ類本では、盤牛王第五采女の名も、星の宮ではなく、「金吉女」と相違する。

『篋篋抄』において、「五帝龍王戦之事」が、『篋篋』の注解を終らせた巻五の巻末に、追補として載せられる理由も、これで明らかであろう。『篋篋』のⅡ類本を底本に注解を施した『篋篋抄』にあつては、Ⅰ類本の本文に即したこの一話を、巻二の内に納めるわけにはいかなかったのである。

なお、五帝龍王の戦いを述べた説話は、『神道雑々集』（彰考館 子／8）にも載る。廿九「支干神并大歳神」がそれであるが、盤牛王五人の王子が曆日を争い、文選博士の仲裁によつて、平等に七十二日を分かつたことはいうが、第五王子黄帝黄龙王を女人とせず、宇布絹の鎧にも言及しない。盤牛王第五采女の名を「恵吉女」とし、『篋篋』のⅡ類本に近いが、説話の記事はもう少し詳しく、Ⅰ類本、Ⅱ類本の中間を行く。早くに『篋篋』本文を離れ、世上に広まった別伝であろう。

注

- (1) 「清明伝承の展開―安倍清明物語」を軸として―（『国語と国文学』昭56・11）
- (2) 「清明伝承の成立―『篋篋抄』の由来」の章を中心に―（『国語と国文学』昭59・2）
- (3) 井本進氏「『篋篋内伝金烏玉兔集成立の研究』（『科学史研究』13 昭25・1）
- (4) 神田茂氏「『篋篋及びその類書について』（『科学史研究』22 昭27・8）
- (5) 中村璋八氏『日本陰陽道書の研究』（昭60 汲古書院）
- (6) 美濃部重克氏「『信太妻』の源流」（福田晃氏編『昔話の発生と伝播』昭59 名著出版会）
- (7) 中田千代子氏「庭訓往来真名抄の成長について」（『実践国文学』二十九、昭和61・3）
- (8) 荒木繁氏「田村麿伝説と『小粟判官』（『国語と国文学』昭50・10）



九坎日	重日	復日	臘日	社日	天牢神	地四方各有九禽	天四方在七宿	七箇善日	九凶之名義	十二運配当	十二客事	十二支之事	十干之事	〔盤牛王の縁起〕	有	卷一 宣明曆経註中	三鏡之方事	5														
															三 32		三 24	三 25	三 7	三 6	8	7	6	5	4	一 17	3	2	二 1	有	6	
															11		9	10	8	7	6				5	4		3	2	二 1	有	6
															11		10	9	8	7	6				5	4		3	2	二 1	有	6
															11		10	9	8	7	6				5	4		3	2	二 1	有	13
															11		10	9	8	7	6				5	4		3	2	二 1	有	8
															10		8	9	7	6	5				* 4			3	2	二 1	有	6
																									*I類本系							

斗賀神方	阿律智神方	九摩王神事	方伯神方	天一神方	厭対日	厭日	無翹日	三箇悪日	受死日	地火日	八風日	不熟日	減食日	七貧日	五貧日	血忌日
12	11	*	10	一 8	三 22	三 21	三 31	三 23	* 三 30	40	39	38	三 35	三 37	三 36	9
24	23		22	21	20	19	18	17	16				15	14	13	12
24	23		22	21	20	19	18	17	16				15	14	13	12
24	23		22	21	20	19	18	17	16				15	14	13	12
24	23		22	21	20	19	18	17	16				15	14	13	12
				20	19	18	17	16	15				14	13	12	11
		*岩瀬本にあり							*「忌日」							

日蝕月蝕事	忌夜行日	忌遠行日	不問病日	不視病日	不弔人日	天納四張日	十死一生日	往亡日	掃亡日	四季悪日	赤舌日	赤口日	減日	没日	八閩神方	天官神方	
	22	21	20	19	18	17	三 二 九	三 二 八	三 二 七	三 二	一 一 〇	一 一 九	16	17	13	一 七	
		39	38	37	36	35		34	33	32	31	41	40	29	30	26	25
		41	40	39	38	37		36	35	34	33	32	31	30	29	26	25
		39	38	37	36	35		34	33	32	31	30	29	28	27	26	25
		39	38	37	36	35		34	33	32	31	30	29	28	27	26	25
								*				*					
									26	25	24	23			22	21	
								*以下欠か				*三 一 八にも					

小歳神	大歳神沙汰事	大歳神前後対位	二十四数	卷三 宣明曆経註下														
*	3		三 1	三 14		三 15				道虚日之事	九 宮方	疫 神 裁 断	四 不 出 日	一 行 禪 師 出 行 之 吉 凶	雷 電 鳴 始 吉 凶 之 事	男 女 不 懷 日	大 明 日	
		三 1																
		三 1																
		三 1				43	42	41	40									
		三 1				43	42	41	40								五 補 5	
		三 1					*				* 補 2						* 補 1	
* 岩 瀬 本 に あ り								* 第 二 部 に あ り			* 第 三 部 に あ り							* 第 三 部 に あ り











嘉辰縁会時之事	四 7	8	*	10	8	* 底本十番
閏月宿ヲ定事					9	
曜宿七種三重之相伝事	四 8	9	*	11	10	* 底本また十番
命業胎之三宿事	四 9	10	*	12	11	* 底本十一番
曜宿善悪事	四 10					
七曜吉凶事	四 11					
良辰カ時之事					五補 1	
曜ヲ知事					五補 3	
厠造吉日					五補 4	
廿八宿ノ細事ノ事					五補 6	
門開事					五補 7	
門開時之祭事					五補 8	
供物之事					五補 9	
門ヲ開初吉凶ヲ知事					五補 10	
門開始吉凶知様事					五補 11	
五帝龍王戰之事					五追 1	
[宇布絹ノ鎧之事]					五追 2	